

わかやま さんぱい

VOL. 38

2017年8月号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業廃棄物協会

目 次

1 ごあいさつ

① 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	会長 武田 全弘	2
② 和歌山県環境生活部	部長 山田 成紀	4
③ 和歌山市市民環境局	局長 和田 年晃	5
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課	課長 楠山 隆	6

2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会総会・理事会

① 第5回通常総会	7
② 平成29年度事業計画	13
③ 理事会	18

3 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

① 第7回定期総会	19
② 会議報告	20
③ 全国産業廃棄物連合会政治連盟	23
④ 全国正会員事務局責任者会議	24
⑤ 近畿地域協議会	24

4 行政ニュース

① 水銀廃棄物の適正処理について	25
② 電子マニフェストをはじめよう	31
③ おもしろ環境まつり	38
④ 食品ロスを減らそう3010運動	39

5 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

① 支部研修会	40
② 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～	41
③ 安全衛生活動事業	42
④ 県外視察研修会	51
⑤ 第23回親睦ゴルフコンペ	52
⑥ 不法投棄防止海上パトロール	53
⑦ 収集運搬部会活動	54
⑧ 第20回クリーンアップキャンペーン	55
⑨ 青年部会活動	57

6 事務局だより・情報コーナー

① 県知事表彰について	61
② 安全優良職長厚生労働大臣顕彰について	62
③ 災害廃棄物処理に対する取り組み	63
④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会	64
⑤ 許可期限のお知らせ	65
⑥ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」と「エコアクション21」	66
⑦ 会員ニュース	70
⑧ 会員情報	71
⑨ 協会への入会の勧誘	72
⑩ 全国産業廃棄物連合会政治連盟 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟	73
⑪ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内	75

7 編集後記

2017.8

ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会長 武田全弘

会員の皆さま方には、平素から協会運営にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、第5回通常総会が、6月6日に、公務大変ご多忙の中、ご来賓として、各行政・関係機関・団体から多数のご臨席を頂き、盛会裏に開催できました。全上程議案について、会員各位のご承認をいただき、新年度の事業に取り組んでおりますことを謹んで報告いたします。

また総会において、各表彰をお受けになられた皆様方には、永年にわたり、業界の発展に寄与されたご功績に対しまして、心から敬意を表し、お祝い申し上げますとともに、今後も事業繁栄に更なるご活躍をご期待申し上げるところであります。

さて、業界の動きについては、平成22年に改正された廃棄物処理法が5年経過により、昨年が法見直しの重要な年であり、連合会では一昨年以降法見直しについて検討を重ね、昨年29項目にわたる見直しに関する意見を取りまとめ、昨年3月31日に環境省に提出、改正法は6月16日に公布され、今後は政省令および通知等に反映されるものと期待しております。

また、我々業界の重要な課題であります人材育成につきましては、昨年に続き本年も連合会の事業の一角にあり、人材の育成、確保の前提として、職場の労働安全衛生活動の充実が根底にあって、更に強力に、全国各協会が取り組む必要があり、本県協会におきましても、引き続き労働災害の減少に向け、各支部に青年部を中心とした人材を安全衛生促進委員として指名し、重点的に取り組んでまいります。労働災害の多発職場に優秀な人材が集まらないということを真摯に受け止め、事業のトップが先頭に立ち、後追い型管理から先取り型管理に向け、安全・安心が確保された職場づくりをお願い致します。

続いて全産連事業の大きな柱の1つであります、地球温暖化対策の推進であります。平成19年に策定した「全産連環境自主行動計画」を改定し、平成27年11月に開催された「COP21」において合意された「パリ協定」等を踏まえ、会員企業は、最終処分、中間処理、収集運搬業における各業種の特徴を踏まえた、削減対策を中心に取組みを推進していただくよう、追って詳細について通知いたします。

関心の高い協会名の変更でありますが、これにつきましては、全国協会の大半が変更に向け検討を深めておりますが、本年7月に環境省廃棄物・リサイクル対策部が環境再生・資源循環局に昇格し、連合会が名称変更に取り組む計画を理事会において決議しており、各都道府県はこれを受け、動くものと思います。

本協会におきましても、廃棄物処理という静脈産業から脱皮し、廃棄物の再資源化に向けた動脈産業への移行を目的に、県ご当局のご指導を得て決定したいと思いますので会員各位のご理解をお願いいたします。

災害廃棄物処理対策につきましては、平成18年に和歌山県と処理協定を締結以来、研修を重

ね、平成23年9月の紀伊半島大水害に際しましては、知事の出動命令を受け、那智勝浦町と日高川町に出動し、それなりの成果をあげました。処理技術の向上と住民対策を含め、平成27年には岩手県の処理施設、本年3月には熊本県益城町の処理現場を視察し、分別処理施設の見学視察、熊本県協会との意見交換会を持ち、願わないことではあります、将来発生が予想される南海トラフ地震の発災に取り組む研修を行ったところであります。発災時には、それぞれ各業界は、解体であれ運搬であれ、それなりの協力は頂けると思いますが、分別そのものを理解した業者が少なく、どの現場でも困惑している現状を聞かされました。我々は処理業のプロであり、どの業種も持たない処理施設と処理技術・知識を持ったプロ集団であります。我々のほかに災害廃棄物処理を担当するものはありません。集積場所での搬入する方々の指導を含め、行政の方々と連携し、処理技術の知識・技能の向上を目指し、今後も充実した研修を重ねてまいりますので、会員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、会員各位のご健勝・ご繁栄を祈念申し上げ、機関誌発刊のご挨拶と致します。

2017.8

ごあいさつ



和歌山県環境生活部長 山田成紀

和歌山県産業廃棄物協会の武田会長をはじめ、会員の皆様には、平素より本県の環境行政、とりわけ廃棄物行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、クリーンアップキャンペーン、海上パトロールの実施や排出事業者・産業廃棄物処理業者を対象とした研修会の開催など、様々な活動を通じて廃棄物の適正処理推進に多大な貢献をされておりますことに心から感謝申し上げます。

国におきましては、水銀に関する水俣条約の締結を受け、6月に廃棄物処理法省令が改正され、廃棄物業界においても水銀廃棄物についての新たな対応が求められています。来る10月1日から改正省令が施行されますので、水銀廃棄物を取り扱う場合には、新たな処理基準の遵守等につきましては、遺漏なきようお願いします。また、電子マニフェストの普及促進についても、引き続きご協力をお願いします。

さて、平成27年度に県では、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため「和歌山県災害廃棄物処理計画」を策定いたしました。また、市町村に対しても「災害廃棄物処理計画」の策定を働きかけ、現在7市町が策定しておりますが、平成31年度までには全30市町村での災害廃棄物処理計画策定を目指し、助言するとともに計画策定に資する情報提供を行っているところです。

県内の産業廃棄物の処理等の現状につきましては、平成27年度では年間排出量が328万トン、再生利用率が63%、最終処分量が15万9千トンでありました。

このことを踏まえて、平成28年12月には第4次和歌山県廃棄物処理計画を策定し、再生利用率の向上などにより、更なる循環型社会の構築をめざしているところです。

最後になりましたが、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、今後とも、廃棄物の適正処理の推進並びに循環型社会構築のために、引き続き業界の牽引役として、より一層のご支援、ご協力を賜りますとともに貴協会の益々のご発展と会員の皆様方の更なるご活躍、ご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

2017.8

ごあいさつ



和歌山市市民環境局長 和田年晃

年々加速する少子高齢化が国家的課題となっている中、和歌山市でも急激な人口減少に歯止めをかけるため、今年度から「第5次和歌山市長期総合計画」をスタートさせ、誰もが住みたいと思えるまちづくりを目標に、行政だけが主体となるのではなく市民の方々や地域、また事業者の皆様方と一緒に、魅力ある和歌山市を将来に引き継いでいくよう取り組みます。環境分野では、本市がもつ海・山・川をはじめとする豊かな自然環境の魅力を積極的に発信し、環境保全に対する意識の向上を図ります。市民や事業者の皆様とともに積極的に3Rを推進し、ごみの減量や資源の分別、リサイクル率の向上に取り組むことにより、さらなる循環型社会の構築を目指します。

また、各地で地震や風水害が発生した際に課題となっている災害廃棄物について、その処理体制を定めた「和歌山市災害廃棄物処理計画」を今年度中に策定いたします。本市でも発生が懸念される南海トラフ及び東海・東南海・南海3連動巨大地震などの大規模災害時には、がれき等の他さまざまな災害廃棄物の発生が見込まれ、生活環境への多大なる影響が予測されます。本計画では、事前に被災想定を行い、災害直後の処理体制を構築することによって、迅速かつ円滑なまちの復旧・復興を目指します。今年度は、貴協会と本市との間で「災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結することができ、本市にとってもたいへん心強く感じています。

近年、廃棄物処理業界は、従来から求められていた適正処理の推進だけにとどまらず、循環産業の中心として新たな役割を果たすよう望まれています。また、地域の産業構造や特性に応じて発展する業界であることからも、地域社会との共生がより一層求められています。これらの高まる社会的重要性を行政としても十分に認識し、今回の協定締結をはじめ、循環型社会の核としての役割を担う皆様方とはさらなる協働を図る必要があると考えています。今後とも本市の廃棄物行政のみならず、共に魅力ある和歌山市を創り上げていくため、多大なるご協力、ご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展と会員の皆様方のご活躍、ご健勝を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

2017.8

ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 楠 山 隆

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様には、平素より、警察活動各般にわたり、ご理解、ご協力をいただいておりますことに、担当課長として厚くお礼申し上げます。

また、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃から、その適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール、海岸におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等の各種環境保全活動に積極的に取り組まれておりましたこと、改めて感謝いたします。

さて、昨年中の全国における廃棄物事犯の検挙件数は、5,075件、当県における検挙件数は52件（対前年比+4件）で、いまだ環境犯罪は後を絶ちません。

県警察では、平成12年から民間ボランティアの方を「紀の国環境モニター」に委嘱し、県民の皆様の日常生活に即した廃棄物問題の把握に取組み、不法投棄事犯の未然防止とその早期発見に努めているところです。

環境犯罪の中には、一度発生すれば自然環境を破壊したり、県民生活に重大な影響を及ぼすものもあることから、その未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察と致しましては、今後も関係機関・団体と連携を図りながら、積極的な取締りを推進するとともに、様々な機会を通じて広報・啓発活動を図り、これら事犯の早期発見・未然防止に努めていく所存であります。

結びに、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 総会・理事会

2-1 第5回通常総会

平成29年6月6日（火）午後2時30分より、山田成紀和歌山県環境生活部長はじめ14名のご来賓の方々にご臨席頂き、第5回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。

山田成紀和歌山県環境生活部長、尾花正啓和歌山市長（和田年晃市民環境局長代読）、当協会顧問門博文衆議院議員、森礼子和歌山県議会議員よりご挨拶を頂きました。

続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が行われ、和歌山県環境生活部長感謝状1名、当協会会长表彰では優良事業所5社、優良従事者3名、当協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰では安全衛生活動優良従事者2名が受賞されました。

総会には159名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、井川副会長が議長に選任され、平成28年度事業報告・決算報告、平成29年度事業計画（案）・予算（案）について審議され、いずれも承認可決されました。

第1号議案 平成28年度事業報告

第2号議案 平成28年度収支決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 平成29年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成29年度収支予算（案）承認の件



表彰式では次の方々が受賞されました。（敬称略）

●和歌山県環境生活部長感謝状：北 敏彦（株式会社吉田組）

●（一社）和歌山県産業廃棄物協会会长表彰

優良事業所表彰：株式会社丸山組（海南市）

：株式会社クリーンサービス近畿（紀の川市）

：株式会社紀洋（和歌山市）

：有限会社柏木商店（串本町）

：株式会社ナカミチ建機サービス（三重県紀宝町）

優良従事者表彰：中野 学（株式会社ナヤバーク・日高町）

：久保 忠生（有限会社久保忠・和歌山市）

：岡本 裕三（株式会社日ノ本組・和歌山市）

●（一社）和歌山県産業廃棄物協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰

安全衛生活動優良従事者：吉村 享（株式会社ヴァイオス・和歌山市）

：池上 真也（株式会社丸六・大阪府泉佐野市）



総会終了後の講演会では、大阪工業大学工学部環境工学科の渡辺信久教授を講師にお招きし、「リスク・有害から資源・エネルギーへ いま、産廃業が変わるとき」と題し、ご講演いただきました。（講演内容については次頁に掲載しています。）

引き続き行われた懇親会では、仁坂吉伸和歌山県知事、尾花正啓和歌山市長、当協会顧問門博文衆議院議員よりご挨拶を頂き、また多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。



仁坂知事



尾花市長

リスク・有害から資源・エネルギーへ いま、産廃業が変わるとき

講師：大阪工業大学 工学部 環境工学科 教授 渡辺信久 先生

皆様こんにちは。大阪工業大学の渡辺と申します。和歌山にお招きいただきまして、ありがとうございます。本日は、「リスク・有害から資源・エネルギーへ、いま、産廃業が変わるとき」というタイトルで産業廃棄物の現実についてお話したいと思います。皆様には A3 の資料を見ながら、ご理解いただければと思います。

さて、昔は非常によく使われていたもので、ある労災から厳しい規制を受けるようになったものがあります。ベンゼンです。オードリー・ヘップバーンという名前、年配の方はご存知だと思います。映画「ローマの休日」で彼女がスクーターに 2 人乗りする有名なシーンがありまして、そのときに履いていたサンダルが人気を呼び、ヘップサンダルというコピー商品として日本でも売られていました。労災の舞台は、そのヘップサンダルを作っていた大阪の鶴橋です。サンダルが滑らないようにするために底にゴムを貼りますが、このときに現在は使用禁止になっている「ベンゼンゴムのり」を塗っていました。この「のり」を乾かしてからゴム底を貼るわけですが、これを狭い部屋で繰り返し内職していると 1 年もしないうちに血が止まらなくなり、鼻血を出して出血多量で死んでいくという事件が起きました。ヘップサンダル事件と言います。同じように労災がもとで、何らかの物質が規制されるということはずっと起きていて、最近では胆管がんや膀胱がんで問題になった事故があります。1,2-ジクロロプロパン

は大阪の印刷会社で使われ、数人が胆のうがんを起こしました。またオルトトルイジンは、福井県の三星化学というところが使っていたそうで、膀胱がんがいくつも出て問題になりました。

労災の一方で、公害環境汚染による健康被害リスクとして 1990 年頃、水道水質基準、地下水環境基準、土壤環境基準がばたばたと決まっていったことがあります。何故これほど動いたかと言いますと、発がんというものを世界中の人が恐れたからです。かつてわれわれは、一度がんが見つかると必ず死に至ると考えていました。資料の毒性研究と計測技術というところをご覧ください。催奇形性・発がん性の研究、エームス法にはじまる変異原性の検索、1970 年代から環境ホルモンとあります。この頃、がんになるかどうかは分からぬものの、実験的に発がん性だということを調べる方法が見つかりました。エームス法です。それまでの方法に比べて非常に分かりやすかつたことから一気に広まり、開発したブルース・エームス先生の名前が付きました。このエームス法について少し説明します。シャーレに寒天培地という普通の培地を作つてサルモネラ菌を塗ると、サルモネラ菌は死に絶えます。ところが、ここに発がん性物質を塗るとサルモネラ菌が突然変異を起こし、生きていけないはずの普通寒天培地で生きられるようになります。これがエームス法です。この、何か塗る、変異が出る、色が出る、丸くぶつぶつしたコロニーがで



きる、というとても簡単な方法でいろいろ調べると、次々に発がん物質が見つかっていき、それまでよく分からなかったがんの発生が、遺伝子に変異が起こり、それが突然変異をして強いミュータントとなって増えるからだと分かってきたのです。生物分野は、この1970年代くらいにものすごく進歩しています。例えばクローンもそうですし、もうひとつ化学分析もコンピューターが進歩したことによって、分析方法が飛躍的に伸びています。このように毒性研究と計測技術が進んだことで、あれもこれもとさまざまな物質が発がんという烙印を押されました。

そうなると、ゴミにはたくさんの物質が入っていて、石油、石炭のような地下資源、化石燃料もあるので、エームス法で試験するとコロニーが出てくるものをたくさん含んでいることが分かりました。特にベンゼンについては先ほどの労災のこともあるって大騒ぎになり、1990年代後半、世界が、発がんの安全ラインを10のマイナス5乗と決めました。10万人に1人が、ある発がん物質が原因で死ぬという基準です。その後、分析装置が進歩し、エームス法のほかにいろいろな方法が出てきて2000年頃、規制がピークになるわけですが、調査をいろいろとやっていくうちに実は見落としていたものがあることに気づきます。天然起源のヒ素です。ヒ素には10のマイナス3乗ぐらい、つまり先ほどと100倍違うリスクがあることが分かったわけです。このヒ素が、

ひじきや米から見つかりました。ヒ素だけではありません。あの日以来、われわれ日本人が無視してはいけなくなった特有の問題、放射線もあります。放射線は、天然の自然で受けている量が結構あって、実はこれも10のマイナス3乗ぐらいあります。先ほどのヒ素は、ひじき以外にもエビ、カニ、それから海藻類にも入っていて、海の生き物はヒ素をたんぱく質に使っていることが分かりました。地上ではキノコがヒ素をたんぱく質に使う生き物です。このようにわれわれにとっては毒であるけれども、ヒ素を使っている生き物が結構いることが分かってきたのです。

今、この天然起源のリスクコミュニケーションに果敢に挑んでいる政治家がいます。豊洲と築地ですか。どちらも埋立地で海に近いので、ヒ素やベンゼンがたくさん出るのが当たり前です。それを理解した上で、その害を考えたときに直接暴露するものでないなら十分に使えるから私たちは共存しましょう、ということを彼女は、都知事は言いたいのだと思います。ですが、一度都民に有害だと刷り込まれたものはなかなかぬぐえません。都民がこれを納得してくれると、もう少しこの辺りの共存していることについて理解してもらえるかと思っています。

実は私、この有害性を取り除きましょうとか、リスクを下げましょうといった研究にあまり興味がありません。正確に言うと昔はあったと思いますが、いつの頃からか、このいわれのない社会的不公平に対して、何かできることがあれば一生懸命にしたいなど、というふうに思うようになりました。それが今の研究に対する動機です。廃棄物だけが、このいわれのない差別を受ける必然性は全くありません。

廃棄物の、そもそもることを申し上げます。資料の廃棄物処理と資源、エネルギー回収をご覧ください。1970年に廃棄物処理法ができましたが、そのとき一般廃棄物は

有害ではなく、産業廃棄物も最初は、有害なものは何もありませんでした。けれども 73 年でしょうか、溶出試験ができる、産業廃棄物の中で有害なものを決めていくようになります。その頃から少しずつ産業廃棄物に有害というのを入れるようになりました。その後、豊島事件をきっかけに産業廃棄物の有害性が刷り込まれ、現在に至っています。

廃棄物処理法は罰則が厳しいです。法人の場合、不法投棄は未遂を含めて罰金が最高 3 億円です。これは廃棄物処理法ができるばかりのときから比べると、何倍に上がったと思いますか。実は 1000 倍ぐらいに上がっています。私が学生時代、この廃棄物処理法の罰則はもともと 30 万だとか 50 万だったということを聞いた覚えがありまして、今回の講演のお話をいただいたことを機に調べてみたいと思い、現在住んでいる神戸市の中図書館に行きました。調べてみると、神戸市環境局が 1973 年か 1974 年にまとめた廃棄物処理の法令の手引きのようなものが出できました。見てみると、なんと当時の罰則というのは 20 万円と 50 万円でして、50 万円のほうが一般廃棄物、20 万円が産業廃棄物でした。もともと一廃のほうが高かったわけです。何故かというと廃棄物処理法ができる以前は一廃しかなく、法律上、産廃がなかったからです。ですから、最初厳しかった罰則は一廃、いわゆる業の違反で、許可を持っていないのに何かを処理したことに対する罰則が 50 万円で、産廃が 20 万円、不法投棄が 20 万円だと書いてありました。どうもこれ、最初の 1970 年のときのものではなく、その前はもう少し安かった可能性があります。ただ私が手にすることできたのはこの 20 万円と 50 万円の資料ですので、人に説明するときには間を取って 30 万円、30 万円が 3 億円、1000 倍になったと話しています。恐らく廃棄物処理法は罰則ランキングでトップじゃないかと思えるぐらい厳しいです。

「有害」という不安を煽った成果なのかもしれません。不法投棄の罰則が厳しい理由は、原状復帰に莫大な費用がかかるからです。実際、豊島事件がそうだった。しかしマスコミでは「有害性」が騒がれ、「有害なものを大量にまき散らしたから厳しい罰則を」という図式に形作られたように記憶しています。

ところが、この有害にだんだんとほころびが出てきます。どういうことかというと、水銀の問題です。何故、今頃水銀の話をするのかと言うと、はやりだからです。われわれ日本では、かつて水銀中毒で多くの人が命を落とし、その後も一部の人は不幸な人生を強いられました。熊本県のある都市が舞台になったわけですが、実際にやって話を聞いてみると、住民の方から、自分の土地の名前を付けてほしくないと言われました。それ以来、私も水俣病という言葉を口にしていることが恥ずかしくなり使わなくなりました。この水銀、もうわれわれは普段使っていません。使っていませんが、マグロや金目鯛にたくさん入っています。つまり水銀は天然でぐるぐる回っているわけです。火山が噴けば水銀が出ますし、自然環境においても、水銀は生き物の体内でメチル化して移動していくという水銀サイクルが存在しているので、結構な量が地球上で回っています。ですから多分皆さんのが髪の毛を 1 本か 2 本切って水銀の分析計に入れると、身に覚えがなくても装置が壊れるぐらいに高い濃度が出ます。それぐらいわれわれの体は水銀を持っているわけです。にもかかわらず、今水銀に対してものすごく厳しい規制がかかっています。都市ごみには、排ガス $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ という規制があって、簡単に達成できません。もともとぐるぐる回っているものに対して、害があるとは考えにくいほどの低い濃度を示して何故このような厳しい規制をするのか。

この規制に対して世界は何と言っているかと言いますと、BAT という言葉を使っ

ています。Best Available Technology の略で、Available は利用可能、つまりできるならやってよという意味です。その物質が、害があるかどうかよく分からぬ。そして人為起源かどうかかもよく分からぬ。だけども処理ができるのであればやりなさいよという言い方になりました。水銀の量については、私は人間が人為的に出しているよりも自然のほうが多いと思っています。やはり国連の人は賢いですね。これについてどういう説明をしているかと言うと、1600 年代や 1400 年代ぐらいの地層を見ると水銀が少ない。けれどもその後、人間が化石燃料を使っているからずつと増えている。だから今の自然の水銀、例えば石炭、石油から来ている水銀は人間が出したに等しいというわけです。うまいことを言います。ただとても低い濃度レベルで害があるかどうかについては、皆さん歯切れが悪くなります。害があることを言うために何を使うかと言うと、ありとあらゆる生物的な実験を行って、遺伝子配列をズラーっと描いた絵を見せて、こんなふうになつていると説明するわけです。そのような話をされると、われわれも聞いているうちにだんだん疲れて、よく分からないけれどももう分かった、それは害があるのだというふうになつてしまうので、そういうところをごまかすのを開き直つて、中央突破で、Best Available Technology でやってください。できるならやってよと、というところで合意したものと思うのです。



しかし、次に述べる BEP も、その合意には同時に必要となります。BEP は、Best Environmental Performance の略で、それが一番ちょうどいいよね、という意味です。最高の処理をと言いながらエネルギーを使うとか、ごみがたくさん出るとか、事故が起こるとか、そういうことになるよりも、ちょうどいいところでやりましょうということです。この BAT、BEP という 2 つの言葉は幸か不幸か、水銀の問題から出ています。今まで廃棄物処理でできることはやってきた、そのことのまさに目の目を見る話になるのだとつくづく思います。今や水銀の規制のキーワードが新しい流れになりつつあるわけです。

水銀の名誉のために、ひとつ付け加えさせてください。WHO（世界保健機構）が水銀使用を認めている例があります。アフリカの伝染病を予防するためのワクチンの保存剤にチメロサールという水銀を使うことに対しては賛成しています。それによって助かる命がたくさんあるなら、その水銀については使用を支持すると。有害かもしれない金属を、私たちは、上手に使うことができるのです。

最近では、廃棄物の有害性の処理といつたことよりも、貴金属を取り出すとか、資源、都市鉱山という言葉のほうに人気があって、そういうところに皆さん目の目が向かっています。産業廃棄物処理業についても社会のインフラを支えているのだということを、自分から発言しなくとも周りの人がだんだん見てくれるようになってきました。先ほど豊洲、築地で、大勝負に出ていると申し上げた都知事は、もう一つ都市鉱山という言葉を表にして社会を引っ張ろうとしています。同調するものはこれからもっと出てくるだろうと思っておりまして、少しわれわれの味方かなと思っているところであります。

というところで本日の私の話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

2-② 平成29年度事業計画

I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度改革に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 法人化30周年記念事業

当協会は、昭和62年10月に和歌山県知事から許可を得て法人化され、社会に貢献するための活動を地道に積み重ね、今年度で30周年の節目を迎える事となり、記念大会開催等の事業を実施する。

5 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

II 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

(1) 収集運搬部会を中心とした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

(2) 不法投棄を監視するため、和歌山県、和歌山市、和歌山海上保安部及び当協会による海上パトロールを実施する。

- (3) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。

今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や会員による事業継続計画（B C P）導入の促進等により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村と当協会との間で、県との協定に基づく覚書の締結などの連携強化に取り組む。

III 講習・研修事業

1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、産業廃棄物業界の資質の向上を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) (公社)全国産業廃棄物連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。
- ① 新規収集運搬課程講習
- (a) 平成29年8月8日(火)～9日(水)
- (b) 平成30年2月20日(火)～21日(水)

- ② 更新収集運搬課程講習
 - (a) 平成29年9月14日(木)
 - (b) 平成30年2月22日(木)
- ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習
 - (a) 平成29年9月15日(金)

2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 事業場自らが行う自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。
- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただきため、周知を図る。
- (4) (公社)全国産業廃棄物連合会が策定する「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」(平成29年度から3年間)の目標達成に向け、当協会における「平成29年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を隨時開催するとともに、速やかに情報提供する。

IV 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、再生碎石の在庫状況等を把握し、利用促進を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い、また情報を提供する。

(1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

(2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受け、(公社)全国産業廃棄物連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1) 会報「わかやま さんぽい」を年2回（1回430部）発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、(公社)全国産業廃棄物連合会の公益事業（一部発行元：建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。）として、協会が普及頒布の協力をに行っており、電子マニフェストについては、行政機関及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと連携し、導入促進のための説明会の開催等の普及啓発に努める。また、車両表示板や（公社）全国産業廃棄物連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策の取り組み

(公社) 全国産業廃棄物連合会は、平成29年3月に「低炭素社会実行計画」を改訂し、2030年度における温室効果ガスの排出量を基準年度（2010年度）に対し、10%削減することを目標としている。今後も各事業場において、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物をとりまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、(公社) 全国産業廃棄物連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4 委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生等の関係法令の改正や業界の環境の変化に的確、迅速に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5 青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業廃棄物連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

VI 受託業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2-③ 理事会

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆平成28年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：平成29年2月15日（水）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議 案：①第5回（平成29年度）通常総会の日程等について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③職員就業規程及び職員給与規程の一部変更について

④平成29年度一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会被表彰者について

⑤平成29年度全産廃連表彰推薦について

⑥次回理事会の開催日程について

⑦その他

について協議のほか、13件の報告がありました。



◆平成29年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：平成29年4月27日（木）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議 案：①事務局長採用に伴う人事案件について

②第5回（平成29年度）通常総会の上程議案について

③公益目的支出計画実施報告書の提出について

④（公社）全国産業廃棄物連合会総会開催について

⑤新入会員及び退会会員承認の件について

⑥安全衛生促進委員の選任について

⑦第23回親睦ゴルフコンペ開催について

⑧収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

⑨海上パトロールの実施について

⑩クリーンアップキャンペーンの実施について

⑪産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑫次回理事会の開催日程について

⑬その他

について協議のほか、13件の報告がありました。



3 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

3-① 第7回定期総会

開催日：平成29年6月16日（金）

場 所：明治記念館・蓬莱の間

議 案：第1号議案 平成28年度事業報告並びに
平成28年度決算案承認の件
平成28年度監査報告

について審議され、承認・可決されました。

（報告事項）

- 1 平成29年度事業計画に関する件
- 2 平成29年度収支予算に関する件



なお、平成29年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、
③人材及び優良事業者の育成、④協力支援事業、⑤労働安全衛生への取り組み、⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

総会終了後、会長表彰の表彰式が行われ、石井会長から功労者24名、地方功労者66名、優良事業所23社、地方優良事業所121社、優良従事者149名が表彰されました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

功 労 者：目良 敏（株式会社目良建設）

優 良 事 業 所：安田金属興業株式会社

地方優良事業所：有限会社協和運輸

：有限会社バッキーズ

：株式会社尾花組

：有限会社志場商店

：株式会社吉田組

優 良 従 事 者：木村 千文（株式会社井奥建材工業）

：中谷 幸朝（鴻池運輸株式会社和歌山支店）

：金山 康成（三笠建設株式会社）



3-② 会議報告

○新年賀詞交歓会

開催日：平成29年1月13日（金）
場 所：明治記念館「曙の間」（東京都）
出席者：会長

○第32回理事会

開催日：平成29年1月13日（金）
場 所：明治記念館「鶴亀の間」（東京都）
出席者：会長
議 題：<決議事項>
 決議事項なし
 <協議事項>
 (1) 平成29年度事業計画骨子案について
 (2) 全国産業廃棄物連合会の名称変更について
 (3) 平成28年度の産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん金について
 (4) 次回理事会その他の日程について
 (5) その他

○平成28年度第3回安全衛生委員会

開催日：平成29年1月25日（水）
場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）
出席者：会長
議 題：(1) 各委員の所属地域における平成28年の労働災害発生状況
 (2) 産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の目標達成に向けた取り組み
 ①会員企業における安全衛生活動の現状調査
 ②平成29年度各都道府県協会における労働災害防止計画
 ③平成29年度連合会労働災害防止計画の事業方針案
 (3) その他

○臨時総会前臨時理事会

開催日：平成29年2月24日（金）
場 所：明治記念館「丹頂の間」（東京都）
出席者：会長
議 題：(1) 役員補充に伴う役員候補者の確認について
 (2) その他

○臨時総会

開催日：平成29年2月24日（金）
場 所：明治記念館「蓬萊の間」（東京都）
出席者：会長
議 題：第1号議案 役員の補充選任の件

○臨時総会後臨時理事会

開催日：平成29年2月24日（金）
場 所：明治記念館「丹頂の間」（東京都）
出席者：会長
議 題：（1）副会長の選定について

○平成28年度全国正会員会長・理事長会議

開催日：平成29年2月24日（金）
場 所：明治記念館「蓬萊の間」（東京都）
出席者：会長
議 題：（1）連合会の名称変更について
（2）平成29年度事業運営概要について
（3）その他

○第33回理事会

開催日：平成29年3月14日（火）
場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）
出席者：会長
議 題：<決議事項>
 第1号議案 平成29年度事業計画案並びに収支予算案について
 第2号議案 平成29年度表彰選考委員会の委員委嘱について
 第3号議案 平成28年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えんについて
<協議事項>
 （1）平成28年度収支決算見通しについて
 （2）全国産業廃棄物連合会の名称変更について
 （3）低炭素社会実行計画について
 （4）第7回定期総会運営概要について
 （5）次回理事会その他の日程について
 （6）その他

○平成29年度表彰選考委員会

開催日：平成29年4月18日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

○第34回理事会

開催日：平成29年5月23日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 表彰選考委員会の選考結果について

第2号議案 平成29年度第7回定時総会の開催及び運営について

第3号議案 平成29年度第7回定時総会の提出議案について

ア 平成28年度事業の報告及び平成28年度決算案承認の件

イ 監査報告

第3号議案関連 「公益法人の各機関の役割と責任」について

<協議事項>

(1) 全国産業廃棄物連合会の名称変更について

(2) 次回理事会その他の日程について

(3) その他

○第35回理事会

開催日：平成29年7月11日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 地域協議会役員について

第2号議案 委員会委員及び部会運営委員等の選任について

第3号議案 全国産業廃棄物連合会会計処理規程の一部改正について

第4号議案 全国産業廃棄物連合会事務局規則の一部改正について

第5号議案 平成29年度適正処理推進事業等活動支援金交付について

第6号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

<協議事項>

(1) 全国産業廃棄物連合会の名称変更について

(2) 次回理事会その他の日程について

(3) その他

3-③ 全国産業廃棄物連合会政治連盟

○第42回理事会

開催日：平成29年1月13日（金）

場 所：明治記念館「はぎ・さくら」（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）第15回全国産業廃棄物連合会政治連盟代議員会議案書（案）

①平成28年における活動報告及び収支実績報告

②平成29年における活動計画及び予算案

（2）中環審、廃棄物処理制度専門委員会の検討状況

（3）「タスクフォース2」取組み状況及び今後について

（4）自民党、公明党の予算・税制等平成29年度政策に関する団体ヒアリング

（要望書提出）

（5）その他

○第15回代議員会

開催日：平成29年2月24日（金）

場 所：明治記念館「蓬萊の間」（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）平成28年活動報告並びに収支決算報告

（2）平成29年度活動計画並びに予算案

（3）その他

○第4回産業・資源循環議員連盟幹部と業界団体幹部との懇談会

開催日：平成29年5月23日（火）

場 所：参議院議員会館 地下1階B102号室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）廃棄物処理法の改正について（全産連要望事項中心）

（2）「産業廃棄物処理業界の振興方策」に関する環境省からの報告

（3）海外からの技能実習生と産業廃棄物処理業界

（4）意見交換

○第43回理事会

開催日：平成29年6月16日（金）

場 所：明治記念館「ききょう・なでしこ」（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）第4回産業・資源循環議員連盟幹部との懇談会について

（2）廃棄物処理法改定及び今後の課題について

（3）「タスクフォース2」取組み状況及び今後の課題について

（4）その他

3-④ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成29年2月3日（金）

場 所：アジュール竹芝「飛鳥の間」（東京都）

出席者：専務理事

議 題：（1）平成29年度事業運営について

- ① 平成29年度事業計画骨子案について
- ② 全国産業廃棄物連合会の名称変更について
- ③ 廃棄物処理法等の改正について
- ④ 低炭素社会実行計画目標等検討状況報告
- ⑤ タスクフォース2検討状況報告
- ⑥ その他

（2）意見交換

（3）連絡事項

3-⑤ 近畿地域協議会

1. 開催日：平成29年1月20日（金）

場 所：琵琶湖ホテル「瑠璃の間」（滋賀県）

出席者：38名（うち当協会4名）

議 題：（1）平成29年度（公社）全国産業廃棄物連合会表彰

- 功労者表彰及び優良事業所表彰被表彰者推薦書の提出について
- （2）全国産業廃棄物連合会活動報告について
- （3）「廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）に対する意見」について
- （4）次回開催予定
- （5）その他

2. 開催日：平成29年7月21日（金）

場 所：ホテルグランヴィア和歌山「ル・グラン」（和歌山県）

出席者：41名（うち当協会11名）

議 題：（1）大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策の現況について

- （2）公益社団法人全国産業廃棄物連合会活動について
- （3）再生利用推進検討会議の現況と今後の活動方向について
- （4）次回開催予定
- （5）その他

4 行政ニュース

4-① 水銀廃棄物の適正処理について

水銀廃棄物の適正処理について、 新たな対応が必要になります。

水銀に関する水俣条約

水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないために…

石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が2013年10月に採択されました。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

我が国は2016年2月に締結しました。水俣条約は、2017年8月16日に発効します。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

平成29年10月1日以降
以下の廃棄物について、新たな対応が必要になります

1. 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別ができない一部の製品を除きます)



例:一部の電池、蛍光ランプ、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等

P26～P28

2. 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉛さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

P26, P29

3. 廃水銀等

- ①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 例:水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等
- ②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み

P30

◎詳細は「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

お問い合わせ

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室 直通 03-5501-3157

(平成29年6月)

ア「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する共通の新たな措置

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に共通して、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な記載事項等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要です。 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

1. 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

水銀使用製品産業廃棄物の対象

次の①～③の製品が産業廃棄物となったものが水銀使用製品産業廃棄物です。詳細は右表をご覧ください。

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、①表A,Bの製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品(①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
- ③ ①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

上記の①、②、③のいずれかに該当する水銀使用製品産業廃棄物のうち、右表「水銀回収義務」欄に○があるものは、水銀の回収が義務付けられています。

水銀使用製品産業廃棄物に関する新たな措置

水銀使用製品産業廃棄物について、通常の産業廃棄物の措置に加え、上記アの共通の措置及び以下のイの新たな措置が必要となります。

イ 水銀使用製品産業廃棄物に関する新たに必要な措置

項目	措置
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。 ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと。

水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

水銀使用製品産業廃棄物の対象

① 表A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光ランプ(※)		
直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
電球形蛍光ランプ	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について ^{注)1} 」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について ^{注)1} 」を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弹性圧力計(※) ^{注)2} 、圧力伝送器(※) ^{注)2} 、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※)	目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定点セル	説明書等の記載を参照。	
顔料	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサールを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	

注)1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 <http://www.jima.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm#shu>
 注)2 タイアフラム式のものに限る。

表B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

*目視で金属水銀の封入が確認可能なものとして、医療機器(腹膜透析装置)に組み込まれている傾斜感知用スイッチがあります。

水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

水銀使用製品産業廃棄物の対象

- (2) 27ページの①表A、Bに掲げる製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品(表中の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
 ※印の付いている製品が部品等として組み込まれている場合には判別が難しいと考えられるため適用除外(取り外されたものは①の水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。)
 本区分(②)の対象となる組込製品の例としては、以下があげられます。

対象となる組込製品の例	左記製品中に用いられる①A又はBに掲げられる水銀使用製品	取り外された水銀使用製品からの水銀回収義務
補聴器、銀塩カメラの露出計	水銀電池	
補聴器、ペーパー(ポケットベル)	空気亜鉛電池	
ディーゼルエンジン、医療機器(ガス滅菌器)、ピクノメータ、引火点試験機	ガラス製温度計	○
朱肉(ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。)	顔料	

- (3) 上記の①②のほか、水銀又はその化合物を使用していることが表示されている製品
 製品本体に水銀が使用されていることを表示する方法としては、以下のようなものがあります。

- 日本語による表記(水銀)
- 英語による表記(Mercury)
- 化学記号(Hg)
- J-Moss水銀含有マーク(右図は一例)



製品本体に水銀の使用の表示がある場合に水銀使用製品産業廃棄物となるものとしては、以下のような製品があります。

製品	主な組込製品(又は判別方法)	水銀回収義務
一次電池		
アルカリボタン電池	時計、玩具、歩数計、電卓、防犯ブザー、タイマー、家電リモコン、電子体温計等の医療機器(品番が「LR」から始まる、ボタン形のもの)	
酸化銀電池	時計、電子体温計等の医療機器(品番が「SR」から始まるもの)	
マンガン乾電池、アルカリ乾電池	輸入玩具等	
標準電池		
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤		
塗料(酸化第二水銀を含むもの)	船舶(船底)、木材	
拡散ポンプ	真空チャンバー	
圧力逃し装置	圧力容器	
ダンパ	ロケット	
X線管		
回転接続コネクター	生産設備、航空灯火	
赤外線検出素子	電子計測器、熱画像表示装置、暗視装置、赤外分光光度計、フーリエ変換赤外分光光度計	
浮ひょう形密度計		○
放射線検出器	X線センサー	
積算時間計	医療機器	○
ひずみゲージ式センサ	脈波計	○
電量計		○
ジャイロコンパス	船舶	○
鏡	巨大望遠鏡	

このほか、化粧品、コム、香料、雷管、花火、銀板写真、検知管、つや出し剤、美術工芸品等で、水銀を使用しているものも水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。

2. 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)・水銀を含む特別管理産業廃棄物

水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻・鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注1} を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注1} を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

水銀含有ばいじん等に関する新たな措置

水銀含有ばいじん等について、通常の産業廃棄物の措置に加え、1ページの **ア** 及び以下の **ウ** の新たな措置が必要となります。

ウ 水銀含有ばいじん等に関する新たに必要な措置

項目	必要な措置
処理の委託	・「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者に委託すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又は他の加熱工程により水銀を回収すること。

水銀を含む特別管理産業廃棄物

水銀を含む特別管理産業廃棄物の対象

水銀汚染物のうち、次の条件に該当するものは、引き続き特別管理産業廃棄物として処理してください。今回、水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられます。

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀回収義務の対象
鉱さい、ばいじん、汚泥	特定施設 ^{注1} から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	特定施設 ^{注1} から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/L以上含有するもの

注)1 特定施設については、「水銀廃棄物ガイドライン」(表4.1.1 特別管理産業廃棄物の特定施設)をご覧ください。

注)2 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物に関する新たな措置

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物について、これまでの水銀を含む特別管理産業廃棄物の措置に加え、新たに以下の措置が必要です。

項目	必要な措置
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる特別管理産業廃棄物については、ばい焼設備によりばい焼、又は他の加熱工程により水銀を回収すること。

3. 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

廃水銀等の対象

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)

- | | | |
|--|--|----------------|
| ・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設 | ・大学及びその附属試験研究機関 | ・保健所 |
| ・水銀使用製品の製造の用に供する施設 | ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 | ・検疫所 |
| ・灯台の回転装置が備え付けられた施設 | ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 | ・動物検疫所 |
| ・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設 | | ・植物防疫所・家畜保健衛生所 |
| ・国又は地方公共団体の試験研究機関 | | ・検査業に属する施設 |
| | | ・商品検査業に属する施設 |
| | | ・臨床検査業に属する施設 |
| | | ・犯罪鑑識施設 |

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

*廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み。ただし、赤字の施設は平成29年10月1日から特定施設に追加される。

廃水銀等に関する新たな措置

廃水銀等について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加えて、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な措置
保管・積替え	①飛散、流出又は揮発の防止のための措置、②高温にさらされないための措置、③腐食防止措置をとること。
処理の委託	・「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・委託契約書に「廃水銀等」と記載すること。 ・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。
収集運搬	必ず運搬容器(密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい)に収納して収集又は運搬すること。
中間処理	廃水銀等を埋立処分する場合、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと(硫化・固型化したものは「廃水銀等処理物」)。
最終処分	固型化したものの(廃水銀等処理物)が、埋立判定基準(溶出試験の結果、水銀0.005mg/L以下)を満たさない場合 ⇒ 遮断型最終処分場で処分すること。 満たす場合 ⇒ ①処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置 ②その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置 ③埋め立てる処理物が流出しないようにする措置 ④埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置

硫化施設及び最終処分場に関する新たな措置は、以下のとおりです。

廃水銀等の硫化施設

- 当該地を管轄する都道府県から産業廃棄物処理施設として設置許可を受ける必要があります。
- 一般的な産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理基準に加え、以下の措置が必要となります。
 - ①技術上の基準:水銀流出及び浸透防止の設備、水銀と硫黄の反応設備(外気と遮断又は負圧管理されたもの)、水銀ガス処理設備を設けること
 - ②維持管理基準:水銀と硫黄と均一に化学反応させること、外気と遮断されていない反応設備の場合は負圧管理すること、水銀ガスによる生活環境保全上の支障を防止すること

廃水銀等処理物を埋め立てた最終処分場

- 一般的な維持管理基準、廃止基準に加え、以下の措置が必要となります。
 - ①維持管理基準:埋め立てる処理物の記録及び埋立位置を示す図面を処分場廃止までの間保存すること
 - ②廃止基準:埋め立てた処理物に雨水が浸入しないよう必要な措置をとること
- 廃水銀等処理物が埋め立てられた土地の形質変更を行う場合、水銀の溶出による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置をとること。

*一般廃棄物である水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀は特別管理一般廃棄物に該当し、特別管理産業廃棄物である廃水銀等と同様の処理基準がかかります。

4-② 電子マニフェストをはじめよう

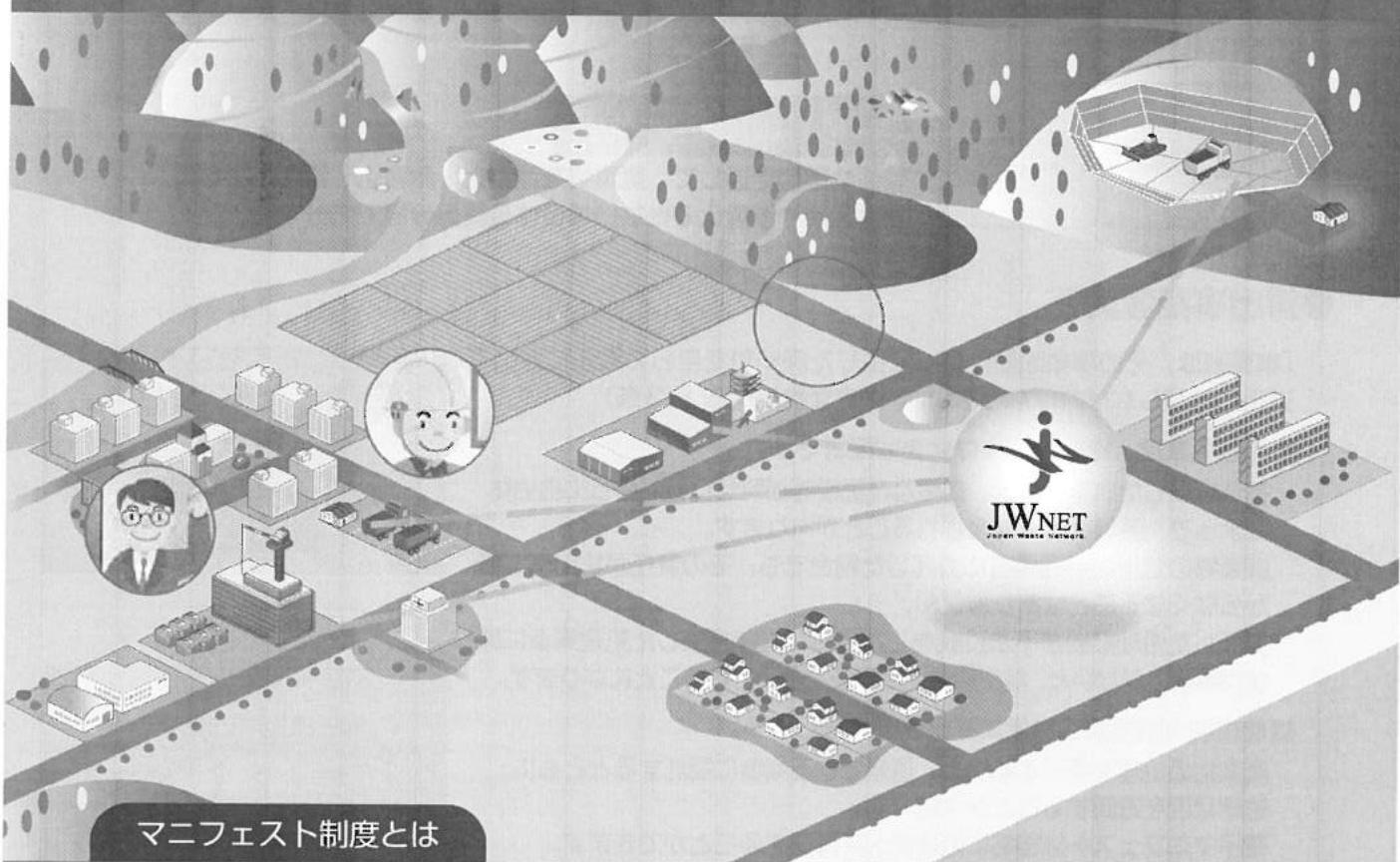


あなたの事業所の
産廃処理は適切に
行われていますか



電子の目が産廃の流れを追跡、監視する！

電子マニフェストを はじめよう



マニフェスト制度とは

産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、適正に処理されているかを把握・管理し、排出事業者の社会的責任を果たすとともに、不法投棄を未然に防止するための制度です。



電子マニフェストが
よくわかるムービーを
ご覧いただけます。

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/e-manifesto-mov/>

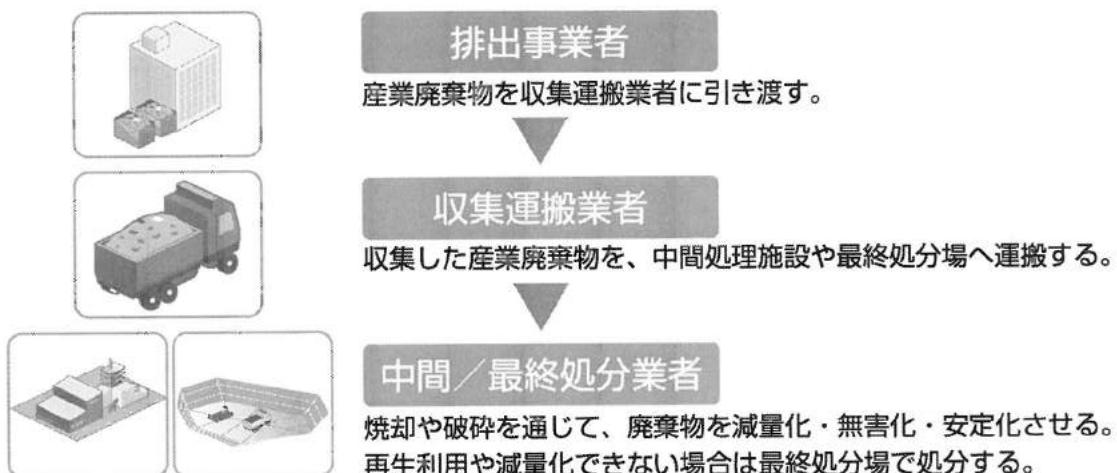
「水と緑の国…美しい日本。 その環境を守ることは 私たちの大切な使命です」

「廃棄物を適正に処理する」という排出事業者の責任は法的な義務であるとともに、社会的責任です。

産業廃棄物の現状

事業者が事業活動に伴って排出する産業廃棄物の総排出量は年間約4億トン（東京ドーム約300杯分）。

●産業廃棄物の処理の流れ



●排出事業者責任

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物処理法 第3条）

■不法投棄は、産業廃棄物の大きな問題です。

不法投棄した事業者には、罰金及び懲役等が科せられ、さらに自治体によって、原状回復を命令されることがあります。

廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはありません。

委託した処理業者が不法投棄をした場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及されることになります。



■廃棄物の処理状況を常にチェックしましょう。

廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者に委託するとともに、処理状況を確認することが大切です。

電子マニフェストは容易に処理状況を確認することができます。



■優良産廃処理業者認定制度を活用

優良認定等された処理業者は必ず電子マニフェストに対応しています。

排出事業者責任を果たすためのツール、それが『電子マニフェスト』です。

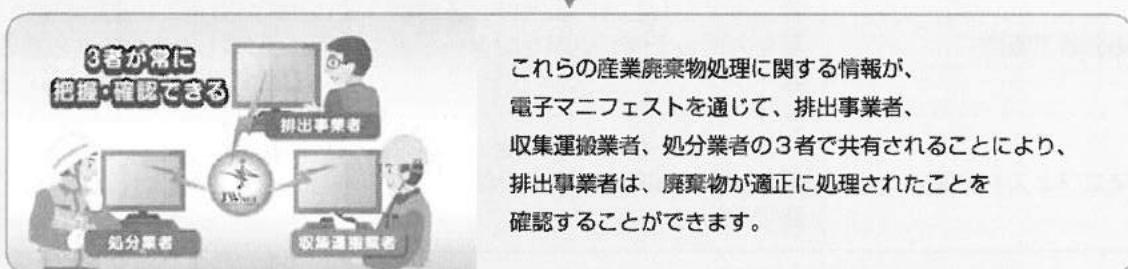
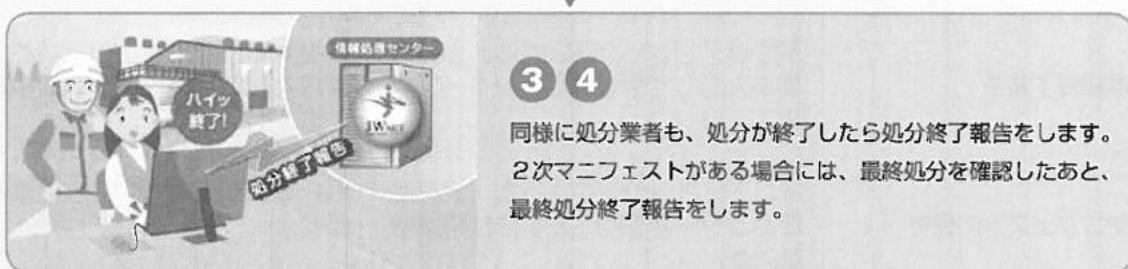
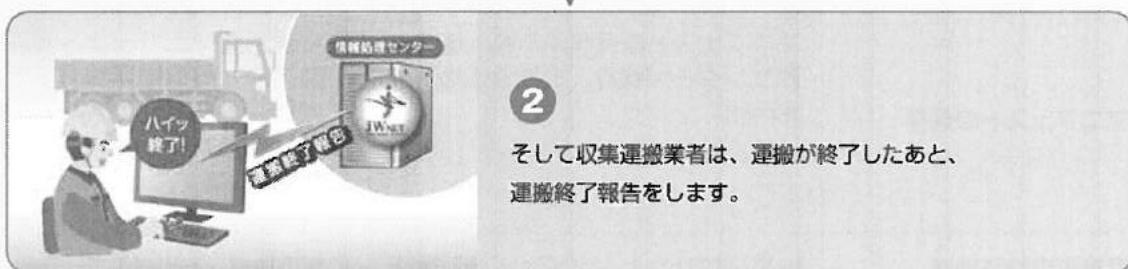
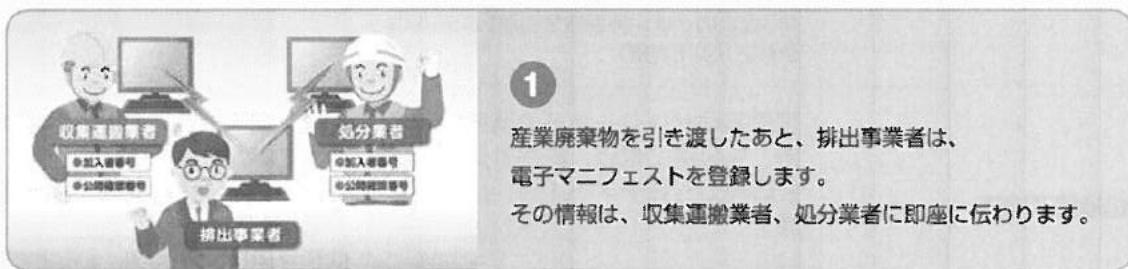
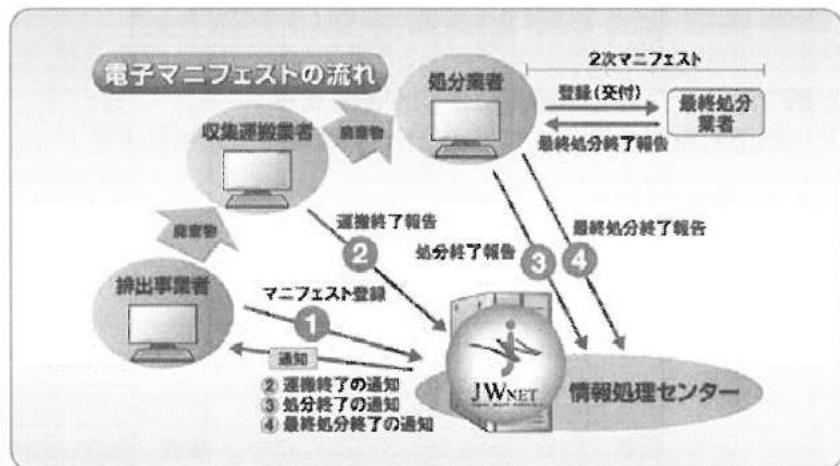
電子マニフェストと 紙マニフェストの運用比較

電子マニフェストと紙マニフェストでは運用に違いがあります。
電子マニフェストでは事務処理が合理化され、事務作業削減につながります。

●電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	①運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 ②処分終了報告：D票とA票を照合して確認 ③最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたC2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C1票を5年間保存

電子マニフェストの流れ



電子マニフェストのメリット

1) 操作が簡単で手間がかかりません



入力したマニフェスト情報は、クリックひとつで情報処理センターに送信。紙マニフェストの場合の手書きの手間、印刷の手間等が、大幅に軽減されます。

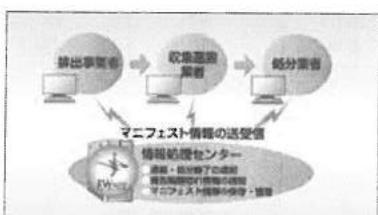


マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースの確保が不要となります。



運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要となります。(情報処理センターが集計・報告します。)

2) 法令遵守



マニフェストには廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。電子マニフェストでは、必須項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記載漏れが起こりません。また、法定の期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者に通知が届きますので、確認漏れを防ぐことができます。

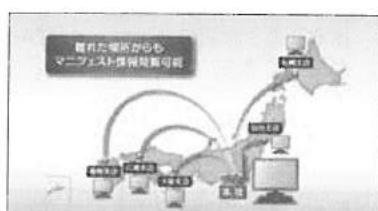
3) データの透明性



マニフェスト情報は、第三者である情報処理センターが過去5年分を管理・保存しており、セキュリティ対策も万全を期しています。



処理状況は排出、収集、処分の3者が常に把握・確認することができるため、間違いも見つけやすく、修正や取消をする際には、お互いの承認が必要となりますので、1社だけでデータの修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧・確認することができます。

電子マニフェスト利用料金表

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 ※(C料金)
基本料 (1年間)	25,920 円	1,944 円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8 円	(90件まで無料) 21.6 円	21.6 円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401 件以上	2,400 件以下	—

※少量排出事業者団体加入料金(C料金)は、「排出事業者が30者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用者代表者とする」などの条件を満たす必要があります。

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入(複数加入も可)

(税込)

利用区分	収集運搬業者
基本料 (1年間)	12,960 円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位 (同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

(税込)

利用区分	処分業者		
	①処分報告機能のみ	②処分報告機能+2次登録機能	
基本料 (1年間)	12,960 円	25,920 円	12,960 円
使用料 (登録情報1件につき)	—	10.8 円	(90件まで無料) 21.6 円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	1,381 件以上	1,380 件以下

基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。(B料金の方は、無料登録件数も異なります)

【基本料早見表（利用開始月別）】

JWNETの利用開始設定をした日が「利用開始日（利用開始月）となります。利用開始月から、初年度の基本料が発生します。

(税込)

利用開始月 加入区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排出事業者A	25,920	23,760	21,600	19,440	17,280	15,120	12,960	10,800	8,640	6,480	4,320	2,160
処分業者②A												
収集運搬業者												
処分業者①	12,960	11,880	10,800	9,720	8,640	7,560	6,480	5,400	4,320	3,240	2,160	1,080
処分業者②B												
排出事業者B	1,944	1,782	1,620	1,458	1,296	1,134	972	810	648	486	324	162
B料金の無料登録件数	90 件	75 件	60 件	45 件	30 件	15 件						

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麻布スクエア7階

お問合せ先 TEL 0800-800-9023 FAX 03-5275-7112

サポートセンター 月～金曜日（祝祭日を除く）の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

平成29年4月 電子マニフェスト 料金値下げのお知らせ

B・C使用料
30円／件 ⇒ 20円／件
(税抜)

この度、少量排出事業者を中心とする利用者の経済的負担の軽減を図るとともに、電子マニフェストの一層の普及拡大を図る観点から、平成29年4月1日から基本料と使用料の一部を値下げすることいたしました。是非ご加入ください。また、現在利用されている方も、利用料金区分を変更することにより、さらにお得になる場合がありますのでご検討ください。

◆排出事業者

(税込)

利用料金区分	A料金		B料金		団体加入料金 ※2 (C料金)	
	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日 以降
基本料 (1年間)	25,920円		2,160円	1,944円		不要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円		(66件まで無料) 32.4円	(90件まで無料) 21.6円	32.4円	21.6円
利用区分の目安となる 年間登録件数(※1)	1,200件以上	2,401件以上	1,199件以下	2,400件以下		—

※1) 年間登録件数が2,400件以下の場合はB料金の方がお得意です。2,401件以上登録する場合は、A料金をおすすめします。

※2) 排出事業者が30以上集まって加入する等の条件を満たす排出事業者は、団体加入により加入することができます。団体加入は、利用料金表に定めるC料金(団体加入料金)を適用されます。

◆処分業者(処分報告機能+2次登録機能)

(税込)

利用料金区分	A料金 (処分報告機能+2次登録機能)		B料金 (処分報告機能+2次登録機能)	
	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日以降
基本料 (1年間)	25,920円		12,960円	
使用料 (登録情報1件につき)	108円		(66件まで無料) 32.4円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の目安となる 年間登録件数(※3)	700件以上	1,381件以上	699件以下	1,380件以下

※3) 年間登録件数が1,380件以下の場合はB料金の方がお得意です。1,381件以上登録する場合は、A料金を選択してください。

■平成29年4月1日から上記料金を適用いたします。
詳細はJWNETホームページをご覧ください。

自然にやさしいネットワーク



JWNET
Japan Waste Network

<お問合せ>

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 業務推進部

TEL : 0800-800-9023(通話料無料)

FAX : 03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

おもしろ環境まつり

わたしのまわりのいろいろなこと
見る・さわる・感じてみる

子供も

大人も

平成29年12月2日(土)

午前10時から午後3時まで
会場:和歌山ビッグウェーブ

地球温暖化

(気候変動) コーナー

変な天気が増えているけど
一体どうしたらいいの?

エネルギーコーナー

わたしにもできた!
手づくりエネルギー

約4000点の
こどもエコチャレンジ
作品展示予定



「なるほど~」

「え? そうだったの!」

「これからやってみよう!」

体験の1日

水 / 食べくらすコーナー

食べ物や水はどこから来るの?
そしてどこへ行くの?

生物多様性コーナー

いろんな「いのち」を感じてみよう
わかやまに昔からいた生きもの

廃棄物 / リサイクル

(循環) コーナー

それって本当にごみなの?
分けると、また使えるね

主催: おもしろ環境まつり実行委員会

和歌山県地球温暖化防止活動推進センター

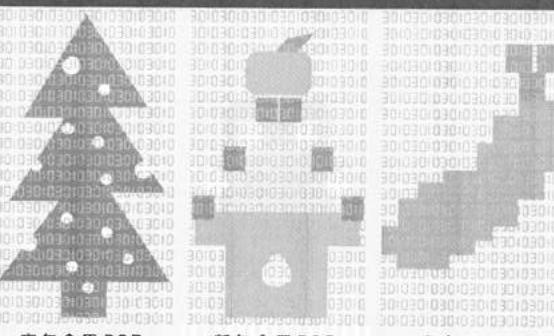
(一財) 和歌山環境保全公社 / 和歌山大学 / 和歌山県



COOL CHOICE=賢い選択

問い合わせ : 和歌山県環境生活総務課
TEL 073-441-2674

4-④ 食品ロスを減らそう3010運動



忘年会用POP

新年会用POP

宴会用POP

会食用POP

合コン用POP

打ち上げ会用POP

春の宴会用POP

大量の食品ロスが
重大な問題に
なっています

日本における
食品ロスは年間
約621万トン

それは世界全体の
食品援助量の
約2倍

国民一人あたりが
毎日茶碗一杯分
捨てている量に匹敵

What's 3010?

宴会における大量の食品ロスを減らすため

最初の

30 分

最後の

10 分

皆で食べる時間を設けましょう。それが3010運動です。

NEWS

環境省ホームページから、すぐに使える7種類のPOPを

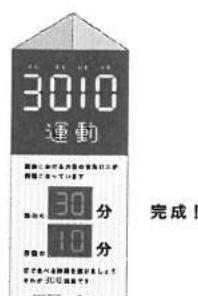
ダウンロードいただけます。テーブルに立ててご活用ください。



1 ダウンロードしたデータを
A4に出力する

2 山折りにし、
のりしろにノリをつける

3 三角柱にし、
テーブルの上などに置く



NEWS

POPは無料にて
ダウンロード
いただけます



http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html



今日の宴会から
スタート！

3010運動

◎ 食べものに、
もったいないを、
もういちど。

環境省

5 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

5-① 支部研修会

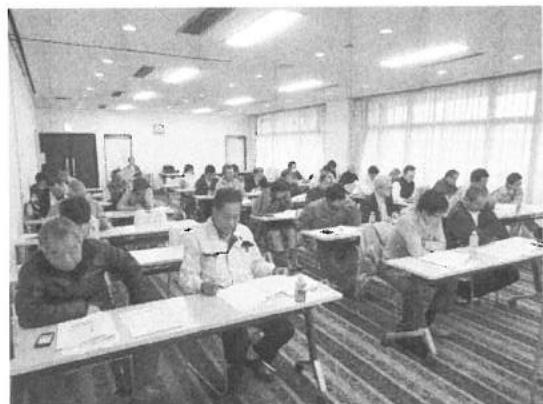
平成28年度の支部研修会は、和歌山県循環型社会推進課の担当官から「廃棄物処理法に基づく行政処分について」ご講演を頂きました。続いて、事務局から、廃棄物処理法の見直し、労働災害防止計画等について説明を行い、周知を図りました。

◇ 研修会開催スケジュール

支 部	日 時	場 所	参 加 者
和歌山支部 海南・有田支部	平成29年1月17日(火) 午後1時30分～午後4時	和歌山市 (プラザホープ)	33名 (31社)
紀北支部	平成29年1月18日(水) 午後1時30分～午後4時	紀の川市 (粉河ふるさとセンター)	20名 (18社)
紀南支部	平成29年1月25日(水) 午後1時30分～午後4時	新宮市 (東牟婁振興局)	11名 (10社)
御坊・田辺支部	平成29年1月26日(木) 午後1時30分～午後4時	上富田町 (上富田文化会館)	23名 (19社)

◇ 研修会テーマ

- (1) 廃棄物処理法に基づく行政処分について
講師：和歌山県循環型社会推進課 担当官
- (2) 廃棄物処理法の見直しについて
- (3) 労働災害防止計画について
- (4) 優良産廃処理業者認定制度について
- (5) 災害廃棄物の処理について
- (6) その他



和歌山、海南・有田支部



紀北支部



紀南支部



御坊・田辺支部

5-② 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト（産業廃棄物管理票）、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的として開催しました。

☆開催日時 平成29年7月7日（金）受付9時30分～

☆開催場所 プラザホープ（和歌山県勤労福祉会館）4階

☆参加人数 排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者 73名

☆受講料 当協会会員 5,000円（税込）（テキスト代含む）

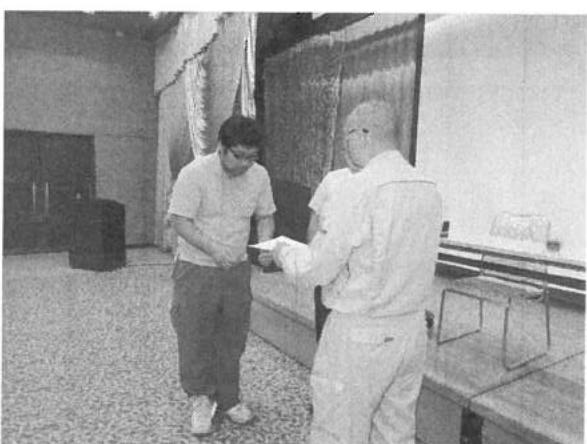
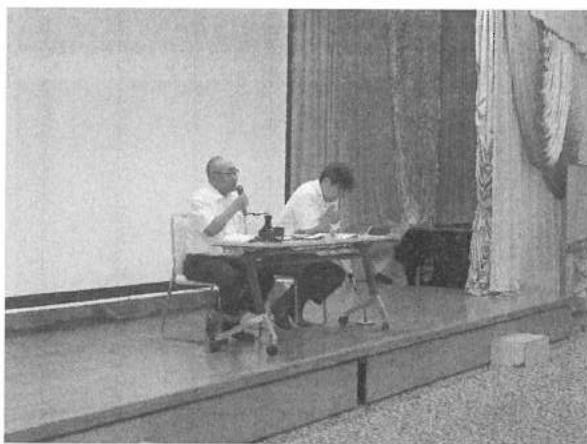
非会員 7,200円（税込）（テキスト代含む）

☆研修内容

10:00 12:00 12:50 13:10 14:30 16:00 16:30

産業廃棄物 処理の基礎	昼休み	質疑 応答	産業廃棄物の 委託処理と委託契約	産業廃棄物管理票 ・帳簿	質疑応答・ 修了証の交付
----------------	-----	----------	---------------------	-----------------	-----------------

すべての科目を受講し研修会を修了された方には修了証を交付し、CPDS受講証明を希望する受講者には受講証明書を発行しました。



5-③ 安全衛生活動事業

— 労働災害事例研修会 —

我々協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、労働災害事例研修会を実施しました。

開催日時	平成29年3月9日（木） 午後1時30分から午後4時	平成29年3月22日（水） 午後1時30分から午後4時
開催場所	和歌山会場（和歌山市：プラザホーブ）	田辺会場（上富田町：上富田文化会館）
参加者数	30名	13名
研修内容 及び講師	<p>(1) 労働災害の発生状況及び防止対策について ・講 師 (和歌山会場) 和歌山労働基準監督署 安全衛生課 岩手 忠彦 課長 (田辺会場) 田辺労働基準監督署 安全衛生課 明楽 伸樹 課長 ・研修内容 労働災害の発生状況、特に産業廃棄物処理業における災害事例、事故内容、原因とその防止対策等について、詳しく学習しました。</p> <p>(2) 事例からみる安全運転行動について ・講 師 J A F 和歌山支部推進課 為廣 光章 係長 ・研修内容 一時停止を怠り、出会い頭事故を起こす等、危険な状況を出来るだけ多くイメージして、次の行動を判断することが、事故を起こさないための予防になることを学習しました。</p>	

【和歌山会場】



【田辺会場】



一 安全衛生推進委員会 一

中小企業等小規模事業場の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。平成20年度から平成22年度までの3年間は中央労働災害防止協会の支援を受けて、「団体安全衛生活動援助事業（たんぽぽ計画）」を実施しました。

1 団体安全衛生活動援助事業の実施成果について

事業活動を実施していく中で、各事業所において、安全衛生に関する意識が向上し、活動内容や方法への理解が深まり、活動についての意見・質疑も多くなるなど安全衛生についてのレベルが上がってきました。

たんぽぽ計画が終了し6年余り経過しましたが、今後とも、安全衛生活動に取組み、労働災害の未然防止に努めていく必要があります。

2 今後の活動事業の取組みについて

平成29年7月14日に（一社）和歌山県産業廃棄物協会安全衛生委員会の安全衛生促進委員を中心に、安全衛生推進委員会を開催し、平成29年度の安全衛生活動事業計画及び労働災害防止計画の策定等について協議しました。

平成29年度の活動事業としては、安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会・労働災害事例研修会）及び相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。

また、（公社）全国産業廃棄物連合会が平成29年度を初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、当協会においても、「（一社）和歌山県産業廃棄物協会における平成29年度労働災害防止計画」を策定しました。

平成31年度までの目標として、(1) 死亡者数をゼロにする。(2) 休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の平均に比して20%以上減少させる。を掲げ、活動指標を設定して取り組んでいきます。



一「ヒヤリ・ハット」体験事例について一

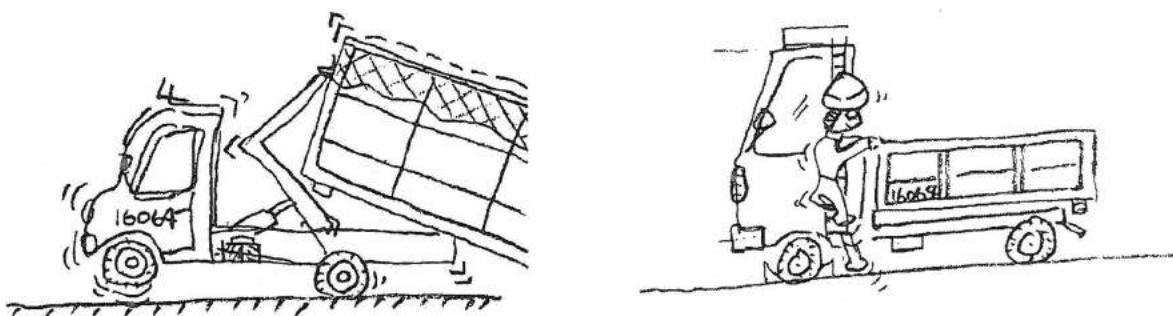
「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、平成28年11月と平成29年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事故から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

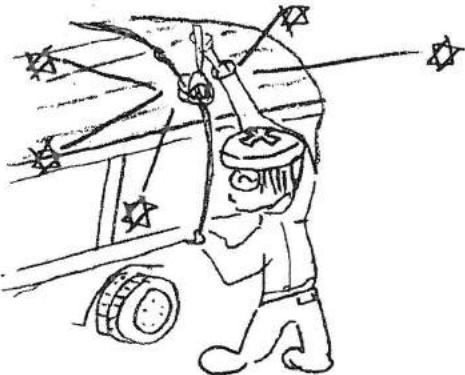
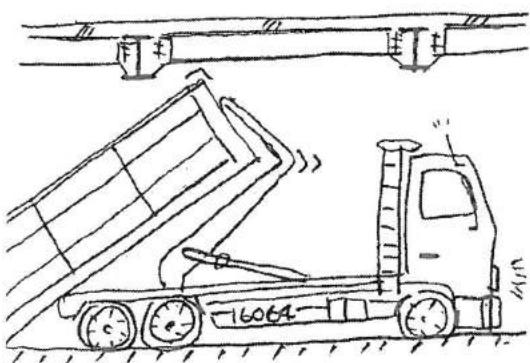
分類：収集運搬
事故の型：転落・転倒

No.	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	コンテナ引き上げ作業中	4t車で12m ³ のコンテナを引き上げた時、中身が重くて転倒しそうになった。	事前に内容物の確認、注意事項・積載量の打ち合わせを実施する。
2	取引先現場	積込作業中	荷台の上に乗りシートをかけようとした時、シートについているゴムに足が引っ掛かり転倒しそうになった。	荷台に上がっての作業は控え、荷台に上がって作業する場合は足元確認を徹底する。
3	会社倉庫内	10tダンプから降車時	10tダンプから降車しようとステップに足をかけた時、足が滑り転落しそうになったが手摺を持っていたので、転落しなかった。	手足元の確認と、三点支持を徹底する。
4	駐車場	荷下ろし作業中	積み下ろし作業中に荷台から滑り落ちた。	足元確認の徹底。
5	一般道路	収集運搬中	パッカー車で乗り降り時にステップから足を踏み外し転倒しそうになった。	意識的に乗り降りする。
6	取引先現場	積込作業中	積込作業中、乗り降り時、雨で濡れていったので手が滑り転落しそうになった。	手順の確認、慌てて飛び乗ったり飛び降りたりしないようにする。
7	駐車場	積込作業中	積込作業中に荷台から滑り落ちそうになった。	足元注意、周囲確認。



分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	コンテナ設置作業中	10tコンテナを工場内で設置する時、コンテナの設置アームが工場の天井の梁に当たりそうになった。	車体の長さ、アームの長さ脱着時のアームの長さ等の確認の徹底。
2	一般道路	運転中	左折時、単車を巻き込んだ。	巻き込み確認の徹底。



3	取引先現場	積込作業中	作業完了後荷物を荷締めする時、ロープフックにかけていた荷締機のフックが外れて頭に当たりそうになった。	前点検、事前確認を実施する。
4	一般道路	運転中	信号待ちをしている時、前の車が急に後退してきた。	車間距離を十分にとるよう心がける。
5	取引先現場	コンテナ設置作業中	アームロールでコンテナを設置しようとした時、狭い場所で前方に障害物があった為、コンテナがフェンスに接触しそうになった。	無理をせずゆっくりと設置する。うまくいかない場合は最初からやり直す。
6	一般道路	運転中	上空を飛んでいた鳥が道路に急降下してきて、躊躇そうになった。	周りを確認し、鳥に限らず周囲を警戒する。
7	取引先現場	収集運搬作業中	車両をバックで寄せていた時、急に人が後ろを横切り、ヒヤリとした。	周囲の目視確認を怠らず、助手席に人がいる場合は誘導してもらう。
8	一般道路	運転中	対向車が、走行レーンをはみ出て走行してきたので、外側線ギリギリまで寄り、回避した。	見通しの悪い交差点では最徐行を心がけ、カーブミラーに注視する。
9	一般道路	運転中	前の乗用車がパウインカーを出さず突然曲がったので、ハッとした。	車間距離を十分にとって運転する。
10	一般道路	収集運搬中	前方の車両が一時停止し、譲ってくれたので前を通過した時、車両の脇から原付が直進ってきて接触しそうになった。	通過する前に一時停止し、安全確認する。また、類似の事故を参考に運転手全員で検討会を開き、水平展開する。
11	取引先現場	運転中	前方の車の指示器の球が切れていたため、直進すると思っていたら右折ってきて接触しそうになった。	車間距離を十分にとり、曲がってくることも考えながら運転する。

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
12	取引先現場	収集作業中	ゴミ収集中に、通行中の自転車と接触しかけた。	周りに人がいないか確認後作業する。
13	一般道路	収集運搬中	見通しの悪い交差点で、左右確認、ミラー確認後進入したが、自転車が飛び出してきて衝突しかけた。	左右目視確認とミラー確認後でも見通しの悪い交差点では、最徐行で進入し再度、左右目視確認する。
14	一般道路	運転中	前の車がブレーキランプがつかないで急に止まった。車間距離を十分にとっていつためぎりぎりで止まることができた。	どんな車に出会うかわからないので車間距離を十分とるよう心がける。
15	一般道路	収集運搬作業中	片側二車線の交差点を右折した時、隣の車が割り込みてきて接触しそうになった。	基本は内側線優先であるが、どんな車が来るかわからないので、左右前後車両には注意する。



16	一般道路	収集運搬作業中	交差点を左折しようとした時、原付を巻き込みそうになった。	出発前、作業点検時にミラー確認・点検の実施。また、左折時にはミラー確認後、一呼吸おいてから左折する。
17	駐車場	駐車場停車時	駐車場にバックで止めようとした時、車が横切って当たりそうになった。	安全確認をし、徐行で駐車する。
18	一般道路	収集運搬作業中	二車線の交差点で両車線とも直進できると思ったが直進できず、車線変更しようしたら、車線変更時単車と接触しそうになつた。	交差点進入時はあらかじめ手前路面にある予告マーキングに注意する。
19	一般道路	収集運搬作業中	右折しようとした時、右折車線は右側車線だけのはずなのに左側車線の車も右折ってきて接触しそうになつた。	今回のケースも頭に入れて運転する。県外ナンバーや高齢者マーク、初心者マークは特に注意する。

分類：収集運搬
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	トラック運転中	道路に落ちていた石をトラックの後方タイヤの端で踏んでしまい、石が跳ねて対向車に当たりそうになった。	散乱している場合は、加害者・被害者両方になる危険があるので、石の回避と除去を徹底する。

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
2	取引先現場	小型移動式クレーン車操作中	小型移動式クレーン車でドラム缶を吊り上げる時、ドラム缶吊り具が外れて落下しそうになった。	吊り具セット時の目視確認、地面から離れる時、負荷がかかった時も確認する。
3	取引先現場	収集運搬作業中	混合廃棄物を運搬中にメッシュシートが破れていて、そこからナイロンが飛びそうになっていた。	日常点検の徹底。
4	高速道路	高速道路走行中	高速道路走行中に荷台のシートの隙間からボード破片が落ちてハツとした。	ボードの積み過ぎに気を付けてシートの隙間ができるないように固縛・固定し十分な確認をする。
5	取引先現場	運転中	走行中に前方のダンプから石が落下してきて、当たりそうになった。	KY思考で車間距離をしっかりと。また自車についても過積載に注意する。

分類 : 収集運搬

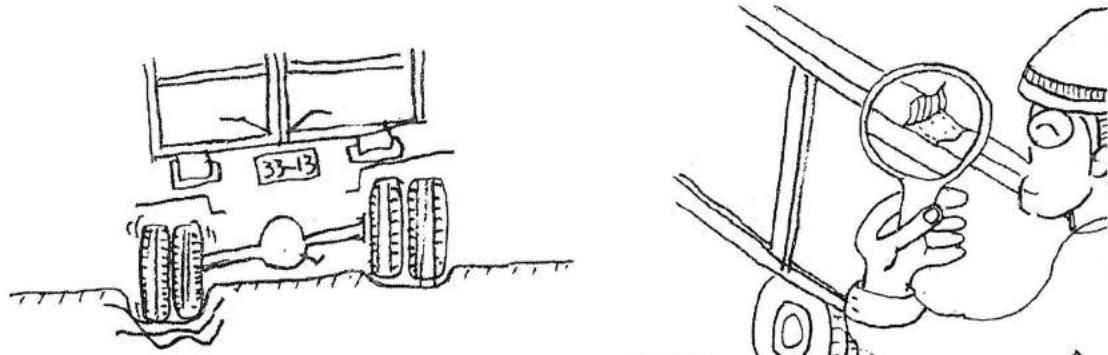
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	コンテナ引き上げ作業中	アームを下げコンテナを吊り上げようと操作したところ死角になる部分に作業員がいてヒヤリとした。	安全確認を省略せず、「ひょっとしたら事故が起きるかもしれない」意識をもって作業をする。
2	取引先現場	積込作業中	フレコンバックに入ったコンガラを10tコンテナに積み込む時コンテナとフレコンバック間に挟まりそうになった。	クレーン等で吊り上げ時、吊り荷の下には絶対に入らない。また、壁や物を背に逃げ場がないときは荷物を呼び込まない。

分類 : 収集運搬

事故の型 : その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	コンテナ新設作業中	現場にコンテナを新設する時に、地盤が緩かつたのでタイヤがぬかるみにはまりかけた。	設置前の地盤の事前確認。地盤が緩ければ敷板、鉄板等で養生を実施する。
2	取引先現場	コンテナ点検中	コンテナを新設するために、点検していたらコンテナの縁の鉄板がめくれあがっていたので、指を切りそうになった。	引き上げ時の破損状況の確認。必要であれば修理依頼の手配、新規設置時も状況確認を徹底する。



分類：中間処理
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	機材に乗り込む時	自走式バックホーに乗ろうとした時、足場が雨で濡れていって滑り落ちそうになった。	ステップ等の付着泥落とし及び整備実施、KYの実施。
2	会社施設内	選別作業中	作業用の踏み台に乗り、コンベア上の缶を選別している時、踏み台のギリギリに立っていたため、踏み外しそうになった。	踏み台の幅の改善(幅を広く)。
3	工場内	リフト作業終了時	リフトから降りるとき、ステップを踏み外して転倒しそうになった。	足元確認を徹底する。
4	会社施設内	作業現場移動中	破碎機の近くを通る時、碎石が散乱していて転倒しかけた。	業務終了時には、動線の清掃を徹底する。
5	会社施設内	施設屋根コーティング作業中	屋根の上に苔があり足が滑って転倒しそうになった。	作業前には周囲の状況確認し足元には十分注意しながら作業する。
6	会社施設内	歩行中	急いでいたため木くず置場周辺に木くずが落ちていたのに気づかず足をひっかけ転倒した。	歩行中は急がず周囲を確認し、足元に十分気を配る。
7	工場内	アーク溶接作業中	溶接機のコードに足を引っかけて転倒しそうになった。	整理整頓に努め、コード類は床に放置せず、一定の場所に巻いて保管し、必要に応じて引き出して使用する。
8	事務所内	エアコンのフィルター洗浄中	天井に設置されているエアコンのカバーを脚立の上に乗って外そうとした時、両方のフック外れて支えきれなくなり転落しそうになった。	作業前、作業後にフックを確認する。
9	工場内	がれき置場で作業中	ロープの先につけた水中ポンプを動かした時、手摺の溶接がはずれ落下しそうになった。	新しい手摺に交換、定期点検の実施。
10	工場内	石膏ボード処理作業中	製品を運搬しようと階段を下りているときにバランスを崩し転倒しそうになった。	手摺の取り付け、足元の確認の徹底。

分類：中間処理
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	荷下ろし写真撮影時	荷下ろし写真を撮ろうとしていた時、コンテナの扉が急に開いて当たりそうになった。	ドライバーへの声かけ実施、KYの活用。
2	場内出入り口付近	ショベルローダ運転中	場内に入ろうとした時、死角から、フォークリフトが出てきてぶつかりしそうになった。	場内の死角で見づらい場所では、一時停止を行い安全確認をする。
3	会社施設内	フォークリフトにて搬入作業中	バックをした時、後方に人が立っていて、接触しそうになった。	日々安全確認を行い作業するよう心掛ける。

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
4	工場内	残土搔揚作業中	搬入車両が急に横切り、接触しそうになつた。	後ろに後退する場合は警笛を鳴らすようにし、左右の目視確認を徹底する。
5	工場内	リフト運転中	工場内の角でダンプと接触しかけた。	カーブミラーの設置、クラクション等で合図する。
6	工場内	パワーショベルにてコンクリート破碎小割作業中	手袋を取るため機械操作を止めて座席から立ち振り返った時、服が機械のレバーにあたり、機械が動き出しコンクリートのがれきに衝突した。	操作レバーのセフティロックの徹底。機械作業終了時は、作業機を地面に下ろしエンジンを止める。
7	工場内	フォークリフトで移動中	前からトラックが来たため後ろに逃げようとした時、近くを歩いていた人と接触しかけた。	後退時は目視確認し、一呼吸おいてから行動する。
8	工場内	バックホー運転中	天井の低い所にぶつかりそうになった。	移動ルートの確認、障害物等危険な場所は把握しておく。
9	工場内	荷下ろし中	ユンボで荷物を掴んだ時、横の荷物が引っ掛かって荷物が崩れ落ちた。	無理に下ろそうとはせず、周囲を確認の上、ゆっくり下ろすようにする。

分類：中間処理

事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	会社施設内	混廃コンテナの扉を開けた時	コンテナの後方扉を開けた時、中に入っていたブラが落下し割れて飛んできた。	落下、飛来、跳ねる等の危険予知をして周囲の安全確認をする。
2	会社施設内	選別作業中	選別ラインの篩機からコンガラがラインコンペアに落ちて跳ね上がって左手甲に当たった。	作業中は篩機の音等に注意し周囲の確認をする。
3	工場内	フォークリフト操作中	作業用コンテナが雨で濡れており差し込みも甘かったため、ブレーキを踏むとコンテナが滑った。	作業手順の確認。
4	会社施設内	選別作業中	コンテナの扉を開けた時、積んでいたガラスが下に落ちて、顔の付近まで飛んできた。	扉付近の廃棄物の確認、割れ物がある時は慎重に扉を開ける。

分類：中間処理

事故の型：挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	破碎設備メンテナンス中	業者に破碎設備をメンテナスしてもらっている時、作業中なのを忘れて移動のボタンを押してしまった。	メンテナンス時は鍵を抜きスイッチ部分に他の人でも分かるように修理中等の注意書きをする。

分類：中間処理
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	手作業にて分別作業中	選別作業中、くぎの刺さった木くずがあつたのに気付かず踏んでしまった。幸い深く踏んでいなかつたため、少しのけがで済んだ。	年一回社内で踏み抜き防止インソールの配付を実施。
2	工場内	重機のエンジンをかけた時	バッテリーから火が上がった。	バッテリーターミナル部分の点検の徹底。
3	工場内	フォークリフト操作中	前の操縦者がサイドブレーキを引いておらずエンジンをかけると前進した。	手順の確認の徹底、朝礼での周知の徹底。

5-④ 県外視察研修会

平成29年3月2日（木）～3日（金）の2日間、県外視察研修会として20名が参加し、平成28年4月に発生した熊本地震による災害廃棄物処理の状況を見学しました。

熊本空港到着後、益城町の災害廃棄物仮置場は空港から近く、見学まで少し時間があったため、被災した益城町の様子をバスで見て回りました。まだ傾いたり、ブルーシートがかかった建物も残る中、既に撤去され空き地になっている所が多くみられました。ここにも多くの住宅があったということでした。その後、「益城町災害廃棄物一次仮置場」、「熊本県災害廃棄物二次仮置場」を見学しました。



小学校の跡地に「益城町災害廃棄物一次仮置場」を設け、まず重機選別等を行い、再生可能な物は処理先へ搬出し、解体等工事事業者が持ち込む木くず、コンクリートがら、廃瓦、混合廃棄物は「二次仮置場」へ搬出されていました。



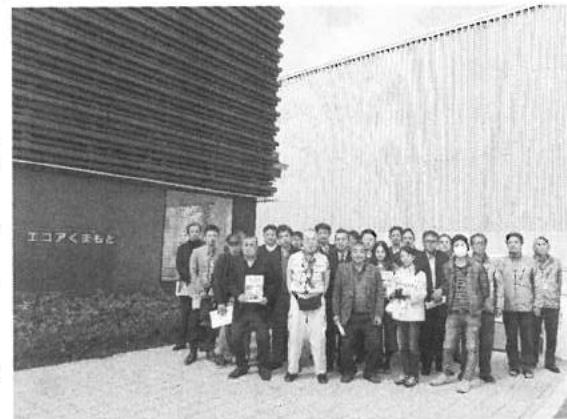
災害廃棄物は市町村で処理が行われますが、被害の規模が大きく熊本県が代行処理する7市町村については「熊本県災害廃棄物二次仮置場」を設け、県内事業者5社と東日本大震災で廃棄物処理を経験したその他の業者7社の12社による熊本県災害廃棄物処理事業連合体が処理業務を受託して、仮設の破碎・選別処理施設で処理が進められていました。平成28年9月から稼働し、平成30年1月末を目途に発災後2年内の処理終了を目指とし、可能な限り再生利用と減量化に努め、再生利用率70%以上を目指しているということでした。災害廃棄物をコンがら・瓦仮置ヤード、木くず仮置ヤード、混合廃棄物処理ヤードの3つのヤードで受入・仮置後、分別、破碎、選別等の中間処理を行い、処分先へ搬出。仮設住宅に隣接していることから、特に粉じん・騒音・悪臭・交通安全対策等に配慮しているとのことでした。



その後、一般社団法人熊本県産業資源循環協会を訪問し、大野会長、加久専務理事より災害廃棄物処理の協会の対応や今後の課題等について伺いました。とにかく事故のないよう、安全第一を心がけて作業にあたったということでした。



2日目は、公益財団法人熊本県環境整備事業団が運営する熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」を見学しました。埋立地を屋根と壁で覆い、廃棄物に散水した後の汚水は水処理施設で浄化した後、河川に放流せず、再び埋立地内の散水に循環利用する「クローズド・無放流型」と呼ばれる最終処分場で、当初は地下水を利用している周辺住民の反対もあり、処分場設置の理解を得るまでの苦労話等もありましたが、「クローズド・無放流型」の構造に決定後は、理解者が増えてきたということでした。



「エコアくまもと」では平成28年3月に産業廃棄物の受入を開始した直後の4月に熊本地震が発生し、地震後、一般廃棄物の許可を取得して、すぐに災害廃棄物の受入を開始しています。ピーク時は100台/日の搬入があり、視察時点では50～70台/日の災害廃棄物が搬入されているということでした。

最近では、地震に限らず大規模な自然災害がいつどこで発生するか分かりません。発災後には予期せぬことが多々あるとのことで、常日頃からの備えの必要性を改めて感じた2日間の研修会でした。

5-⑤ 第23回親睦ゴルフコンペ

平成29年5月17日(水)に南紀白浜ゴルフ倶楽部(旧・朝日ゴルフクラブ白浜コース)において、第23回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ:平成29年度第1回)を開催しました。

当日は天候にも恵まれ、27社42名と多くの皆様に参加していただき、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞(1位~10位、以下5位ごと、当日賞、BB賞、ベストグロス賞)の表彰を行ないました。

第4回親睦ゴルフコンペからチャリティーコンペとして車椅子を寄贈していますが、今回は第16回目となり、湯浅町に車椅子を寄贈しました。また、湯浅町からは感謝状をいただきました。

今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

1 結果(敬称略)

優勝:當仲 優憲	(株)エコワーク TANABE)
2位:森山 規生	(有)日置川清掃)
3位:宮本 勝巳	(株)ハートワン工房)
4位:南 太敦	(有)南クレーン)
5位:野長瀬 宏	(有)日置川清掃)
6位:松尾 廣	(小椋リビングクリーン(株))
7位:黒川 武樹	(株)丸六)
8位:根田 知樹	(株)吉建)
9位:井本 充彦	(有)南海産業)
10位:奥田 五郎	(奥田建材)
15位:野村 憲司	(株)エコワーク TANABE)
20位:岡本 誠司	(有)日置川清掃)
25位:井口 恵司	(和歌山スチール協同組合)
30位:武内 良文	(大弘建材(株))
35位:片山 饒	(株)丸六)
40位:加隈 隆照	(有)パッキーズ)
当日賞:尾崎 一成	(有)志場商店)
BB賞:松浦 孝俊	(株)吉建)
ベストグロス賞:森山 規生	(有)日置川清掃)



2 車椅子贈呈(1台)

贈呈先:湯浅町

出席者:健康福祉課 課長 猪瀬 衛 氏

5-⑥ 不法投棄防止海上パトロール

平成29年度第1回目（通算45回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○ 日 時：平成29年7月12日（水）午前8時50分（出港）～午後1時45分（帰港）

○ 参加者：8名

和歌山県循環型社会推進課	1名
和歌山県廃棄物指導室	1名
和歌山市産業廃棄物課	1名
和歌山市一般廃棄物課	1名
和歌山海上保安部警備救難課	1名
和歌山県産業廃棄物協会	3名



○ パトロールコース：

和歌山南港（出港）→大川港→友ヶ島→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港（帰港）

○ パトロール結果：

- ・加太港から大川港間の海岸に前回（H28年10月）同様漂着物と見られる廃棄物（プラス容器類・木くず）が確認できた。
- ・友ヶ島のうち地島の北部海岸で多くの漂着物と見られる廃棄物（プラス容器・発泡スチロール類・木くず等）が確認できた。また、沖ノ島では漂着ゴミは少なかった。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様若干の不法投棄物が確認できた。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いでは不法投棄物は今回確認されなかった。
- ・下津港海岸道路沿いでは不法投棄物は今回確認されなかった。

○ パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。



友ヶ島（地島の北部）の現状



矢櫃海岸の現状

5-⑦ 収集運搬部会活動

不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成29年6月13日(火)に和歌山市内を不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、可能な範囲で撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

(1) 参加者：25名

(株)ヴァイオス	3名	(株)熊姫総業	2名	(株)岸化学	2名
(株)貴志安商店	2名	(株)紀洋	1名	(有)久保忠	1名
(株)坂口興業	1名	(株)日ノ本組	1名	(株)目良建設	1名
めらリサイクル(株)	1名	(株)吉建	1名	和歌山プレス(株)	1名
和歌山市産業廃棄物課	3名	和歌山市一般廃棄物課	2名	産廃協会	3名

(2) 巡回コース：和歌山城砂の丸広場→和歌山北高等学校西校舎付近→森林公園→青岸エネルギーセンターへ撤去物の搬入→雜賀崎→和歌浦→岡崎→大日山荘

(3) 撤去した量：4tクラムシェル付き車1台、軽ダンプ3台、軽トラック1台の計5台で
総回収量1,200kg

(4) 撤去した物：テレビ、冷蔵庫、レンジ、流し台、タンス、布団、マットレス、トタン板、
鉄くず、車のマフラー、タイヤ、ペットボトル、空き缶、空き瓶及びその他可燃ごみ



5-⑧ 第20回クリーンアップキャンペーン

平成29年6月25日(日)に、イメージアップとして毎年夏の恒例になっているクリーンアップキャンペーンを実施しました。

第20回目の開催となる今回ですが、残念ながら、悪天候のため天神崎海岸(田辺市)は中止となりました。浜の宮ビーチ(和歌山市)もあいにくの空模様でしたが、会員の皆様や会員のご家族の方、関係行政や一般の方々等の407名の方にご協力いただき開催することができました。ゴミ袋を片手に大勢の方に清掃活動をしていただき、大変、浜辺も綺麗になりました。

当日、雨の中、資機材を提供して頂きました会員様、ご参加いただきました会員の皆様、ご家族等全ての方々にお礼を申しあげます。

協会としては、継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、今後とも努力して参りたいと考えております。

今後ともご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



第20回クリーンアップキャンペーンに参加いただいた会員等

参加企業名	参加者数	参加企業名	参加者数
赤井工業(株)	13	武田全弘行政書士事務所	3
(株)井奥建材工業	2	(協)中紀環境科学	1
(株)石井建材店	2	日鉄住金スラグ製品(株)	5
(株)ヴァイオス	22	日鉄住金物流(株)	1
(株)エスエムエス	4	(有)火の国産業	4
エヌシー環境(株)	1	(株)日ノ本組	5
(株)大瀧商店	17	(株)古勝	15
(有)かさい	2	益田工業(有)	3
環境カンファレンス(株)	2	(株)丸山組(海南)	2
(株)環境クリーンサービス	17	(株)三高産業	4
(株)岸化学	3	(株)明光	2
(株)貴志安商店	9	(株)目良建設	9
(株)紀洋	3	めらりサイクル(株)	9
(有)久保忠	5	(株)吉建	2
(株)KSP	3	和歌山スチール協同組合	20
(株)小池組	78	和歌山ゼロックス(株)	30
(株)坂口興業	9	和歌山代用燃料(株)	3
(株)酒直	30	和歌山プレス(株)	1
三成興産(株)	3	和歌山縣ヘルス工業(株)	11
西洋環境開発(株)	6	各議員(秘書含む)	8
(株)関組	6	和歌山市長	1
(株)相互商会	5	和歌山市産業廃棄物課	4
大栄環境(株)	10	和歌山海上保安部	1
大弘建材(株)	2	一般参加	3
(株)武内商店	3	協会事務局	3

5-⑨ 青年部会活動

★和歌山県青年部総会・役員会

青年部会では、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会第5回通常総会に先だって同日の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で第5回青年部会総会を開催しました。

当日は30名（委任状を含む。）の出席があり、議長に瀧本氏が選出され、次の各議案が審議され、承認・可決されました。

第1号議案 平成28年度事業報告の件

第2号議案 平成28年度決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 平成29年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成29年度予算（案）承認の件

第5号議案 会則の一部改正（案）承認の件



山本新青年部会長

平成29年度事業計画は次のとおりです。

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が行う事業活動の分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催

☆また、役員改選の年ではありませんが、本総会をもって瀧本会長が退任され、新たに山本新会長が就任されました。

○平成28年度第5回役員会

開催日：平成28年12月12日（月）

場 所：協会会議室

議 題：(1) WSK青年部研修・交流・忘年会事業の結果について（交流・研修委員会）
(2) 近畿ブロック賀詞交換会について（in 和歌山）
(3) その他

○平成28年度第6回役員会

開催日：平成29年2月15日（水）

場 所：協会会議室

議 題：(1) WSK青年部研修・交流事業について（交流・研修委員会）
(2) その他

○平成29年度第1回役員会

開催日：平成29年4月27日（木）

場 所：協会会議室

議 題：（1）WSK青年部第5回（通算18回）総会について

（2）WSK青年部研修・交流事業について（研修・交流委員会）

（3）その他

○平成29年度第2回役員会

開催日：平成29年6月6日（火）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山4F「翡翠」

議 題：（1）第5回（通算18回）青年部会総会について

（2）その他

★全国産業廃棄物連合会青年部協議会近畿ブロック総会・主な行事

○全国産業廃棄物連合会青年部協議会近畿ブロック平成29年度定期総会

開催日：平成29年5月29日（月）

場 所：ホテル日航姫路（兵庫県）

議 案：第1号議案 平成28年度事業報告及び収支決算報告承認の件

第2号議案 平成29年度事業計画（案）

及び収支予算（案）承認の件

第3号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

第4号議案 会則の一部改正の件

以上の議案が審議され、承認されました。



瀧本新近畿ブロック長

なお総会後、株式会社エヌジョインズ 代表取締役 川崎雄司 氏の講演会が開催されました。

☆また、本総会をもって梅崎ブロック長が退任され、新たに和歌山県青年部会員である瀧本幹事が新ブロック長に就任されました。



○平成28年近畿ブロック賀詞交換会

開催日：平成29年1月24日（火）

場 所：ホテルグランヴィア和歌山

内 容：ホテルグランヴィア和歌山において全国産業廃棄物連合会青年部協議会近畿ブロック賀詞交換会が開催されました。大雪の影響で、電車の大幅な遅れや運休の発生、高速道路の通行止め等のトラブルがありましたが、46名と多くの参加者が集まり、盛会裏に開催されました。和歌山県が開催地ということもあり、当青年部から多くの参加がありました。当日はプロサーファー堀口真平氏による「時代の波に乗ろう」の講演が行われ、自然と接する時間を生活に取り組むという生き方をテーマに、「人の地球上での在り方」を考える時間となりました。また、産業廃棄物業界の在り方にもつながる講演となりました。



★全国産業廃棄物連合会青年部協議会総会・主な行事

○全国産業廃棄物連合会青年部協議会第18回通常総会

開催日：平成29年6月15日（木）

場 所：明治記念館（東京都）

議 案：第1号議案 平成28年度事業報告承認の件

第2号議案 平成28年度収支決算報告承認の件

平成28年度監査報告

第3号議案 平成29年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成29年度收支予算（案）承認の件

第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第6号議案 全国産業廃棄物連合会との任期のズレに伴う役員任期の臨時措置（案）の件

以上の議案が審議され、承認されました。

なお総会後、同会場にて勉強会が開催されました。

○第10回全国大会北海道・東北 in 仙台

開催日：平成29年3月4日（土）

場 所：開会セレモニー 仙台空港付近駐車場（宮城県）

植樹会場 仙台市海浜公園蒲生地区

大懇親会場 江陽グランドホテル

内 容：二年に一度開催される全国産業廃棄物連合会青年部全国大会が北海道・東北ブロック、宮城県にて開催されました。10回目の開催となる今回は「47の絆と汗の復興支援」をテーマにスコップをバトン代わりにシンボルツリーとしてオオシマザクラを6本、他630本の植樹事業を行いました。和歌山県からは事務局を含む5名が汗を流す復興支援活動に参加しました。また、第二部の「大懇親会」では、総勢600名が参加し、北海道・東北ブロック7道県の自慢のご当地グルメと地酒を堪能し、各ブロック長のわんこ蕎麦早食い競争などの余興が行われ大いに盛り上りました。最後になりましたが、被災された地は少しづつ復興に向けて進んでいますが、まだまだ復興したといえる状況ではありません。記憶を風化させず、復興の時まで、応援していけたらと思います。

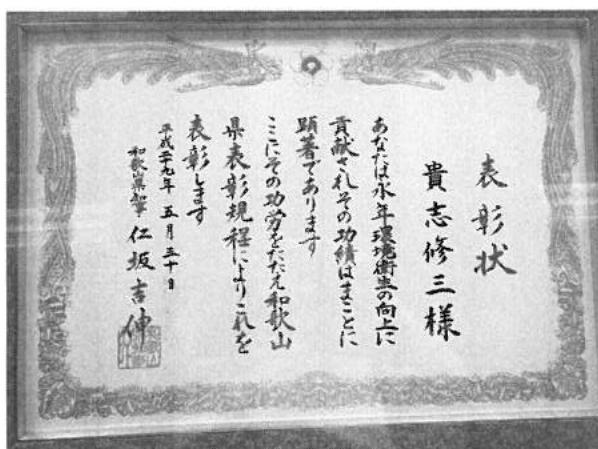


6 事務局だより・情報コーナー

6-① 県知事表彰について

この度、当協会副会長の貴志修三さん（株式会社 貴志安商店 代表取締役）が平成29年和歌山県知事表彰（環境衛生の向上）を受賞されました。

これは、平成12年から16年間の長きにわたり、当協会の役員を務め、その間、産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進等、生活環境の保全及び公衆衛生に尽くし、業界の発展及び資質の向上に努められました。また、当協会が平成17年から毎年実施している不法投棄防止巡回パトロールをはじめ、初夏の恒例となっているクリーンアップキャンペーンや協会が実施する研修会等にも役員として、積極的に参加し、事業の推進に尽力したこと等が認められたものであり、我々（一社）和歌山県産業廃棄物協会としても大変な誉れであり、衷心から祝福したいと思います。

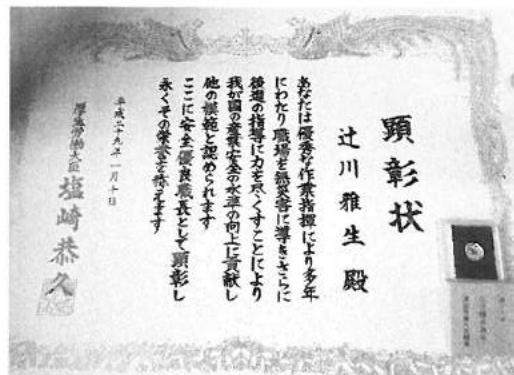


6-② 安全優良職長厚生労働大臣顕彰について

この度、当協会員である㈱三笠建設の工場長、辻川雅夫さんが平成28年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰を受賞されました。これは優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長に贈られるもので、労働災害による休業4日以上の被災者数が約12万人（平成27年度）に上る中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的としています。

我々（一社）和歌山県産業廃棄物協会としても大変な誉れであり、衷心から祝福したいと思います。

**平成28年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞！
おめでとうございます**



6-③ 災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」（平成18年7月締結）に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内の30市町村と当協会の間で、県との協定に基づく覚書の締結を進めています。

◇ 覚書等の締結状況（平成29年7月末現在）

No.	市町村名	締結年月日	備考
1	那智勝浦町	平成27年4月1日	
2	海南市	平成27年5月11日	
3	日高川町	平成27年6月22日	
4	日高町	平成27年7月1日	
5	紀美野町	平成27年7月1日	
6	印南町	平成27年7月10日	
7	すさみ町	平成27年8月18日	
8	串本町	平成27年8月19日	
9	上富田町	平成27年8月21日	
10	古座川町	平成27年8月26日	
11	白浜町	平成27年9月8日	
12	太地町	平成27年10月1日	
13	有田川町	平成27年10月13日	
14	有田市	平成27年10月21日	
15	新宮市	平成28年11月1日	
16	由良町	平成29年1月6日	
17	紀の川市	平成29年3月14日	
18	みなべ町	平成29年4月1日	
19	美浜町	平成29年5月1日	
20	九度山町	平成29年7月14日	
21	和歌山市	平成29年7月28日	

6-④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成29年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料 (※3)	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
9月	京都：6～7 兵庫：12～13				和歌山：14 大阪：29		和歌山：15 大阪：28
10月				大阪：23～27	京都：4	兵庫：12～13	京都：5 兵庫：11
11月					奈良：22		
12月	大阪：14～15				京都：13 兵庫：19		大阪：13 兵庫：20
30年 1月	兵庫：30～31				大阪：18 滋賀：23		大阪：17 滋賀：24
2月	京都：7～8 和歌山：20～21		大阪：6～8		兵庫：15 和歌山：22	大阪：21～22	兵庫：14
3月	大阪：7～8	京都：13～16			京都：7 大阪：15 奈良：23		京都：8 大阪：14

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

※3 Web申込みの場合、通常の受講料から500円を差し引いた割引料金となります。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

6-⑤ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえない。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、
更新許可講習会修了証は2年間です。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。
(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑥ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

1 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の概要

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月1日より運用開始されました。

(2) メリット

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者は、次のメリットを受けられます。

- 許可の有効期限が、通常5年から7年に延長される。
- 許可証に「優良マーク」が付き、排出事業者に優良性をアピールできる。
- 環境配慮契約法に基づき、国等が行う契約で有利になる。等

(3) 認定基準

①	実績と遵法性に係る基準 更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。
②	事業の透明性に係る基準 申請の際、直前の半年間（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 ・会社情報　　・許可の内容　　・施設及び処理の状況　　・財務諸表 ・料金の提示方法　　・組織体制　　・地域融和の状況 等
③	環境配慮の取組に係る基準 ISO14001又はエコアクション21等の認証を取得していること。
④	電子マニフェストに係る基準 電子マニフェストの利用が可能であること。
⑤	財務体質の健全性に係る基準 （次の全ての基準に適合していること） ・直前3年の各事業年度のうちいづれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ・直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。 ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。 ・特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）

2 エコアクション21（EA21）

EA21は、中堅・中小企業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく第三者認証・登録制度です。（CO2削減に加え、廃棄物削減、節水等にも取り組みます。）

また、平成20年6月から実施されている県の「業者評価制度」では、環境への配慮の分野で、エコアクション21の認証・登録業者は、加点の対象となっています。

◇全国で約7,700件の事業者が、認証・登録しています。（詳細は、URL: <http://www.ea21.jp>）

☆☆ 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員） ☆☆

[和歌山県優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
大栄環境株 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	平成26年 6月 1日 平成33年 5月 31日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	平成27年 8月 16日 平成34年 8月 15日
	産業廃棄物処分業 第03021003203号	平成23年 6月 15日 平成29年 7月 26日
(株)ジャルク 代表取締役 正木良昌 大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番7号	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成23年10月11日 平成30年 9月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成23年12月19日 平成30年12月 3日
(株)丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	平成29年 1月 13日 平成36年 1月 12日
和歌山代用燃料株 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	平成28年 1月 28日 平成35年 1月 27日
(株)井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519番地1	産業廃棄物処分業 第03041029472号	平成24年 7月 6日 平成31年 5月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号	平成29年 3月 30日 平成36年 3月 29日
(株)石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793番地の24	産業廃棄物収集運搬業 第03024034152号	平成25年 8月 21日 平成29年10月29日
	産業廃棄物処分業 第03014034152号	平成28年 7月 1日 平成35年 5月 17日
和歌山プレス株 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	平成25年10月24日 平成32年10月24日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	平成25年10月24日 平成32年10月24日
赤井工業株 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畠毛226番地	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	平成26年11月17日 平成33年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	平成26年11月17日 平成33年11月16日
(株)環境クリーナーズ 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	平成27年 6月 19日 平成34年 6月 8日

[和歌山市優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
めらリサイクル(株) 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220057463号	平成27年12月18日 平成34年12月17日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	平成28年 4月22日 平成35年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	平成28年 4月22日 平成35年 4月21日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	平成28年 1月31日 平成35年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	平成28年 1月31日 平成35年 1月30日
(有)久保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478番地の11	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	平成26年 9月22日 平成33年 8月25日
	産業廃棄物処分業 第07220022891号	平成27年10月21日 平成34年10月20日

☆☆ エコアクション21認証・登録事業者（協会会員） ☆☆

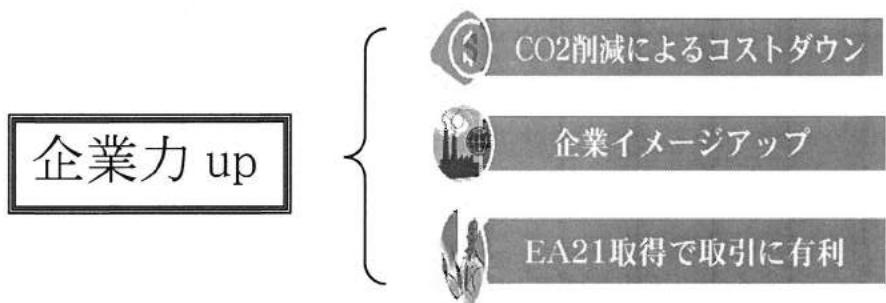
	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録番号	主な業種
1	㈱石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・リサイクル業
2	㈱丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売業
3	和歌山プレス(株)	井川 朗	和歌山県和歌山市狐島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・リサイクル業
4	めらリサイクル(株)	目良 知基	和歌山県和歌山市西浜1660-459	H19. 1. 30	0001303	廃棄物処理・リサイクル業
5	兼杉興業(株)	杉原 俊博	大阪府岸和田市大北町1-3	H19. 3. 27	0001416	製造業(その他)
6	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・リサイクル業
7	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡白浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・リサイクル業
8	㈱明光	紹田さよ志	和歌山県海南市下津町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・リサイクル業
9	㈱関組	関 儀平	和歌山県和歌山市関戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業(設備工事業を含む)
10	㈱井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市桃山町調月519番1	H24. 3. 28	0008159	廃棄物処理・リサイクル業
11	(有)久保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市出島478番地の11	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・リサイクル業
12	赤井工業(株)	宮本 清富	和歌山県岩出市畠毛226番地	H26. 8. 27	0010205	廃棄物処理・リサイクル業
13	㈱ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市西庄295-9	H29. 2. 27	0011674	廃棄物処理・リサイクル業

エコアクション21の認証取得に向けて

環境省 エコアクション21
CO2削減プログラム補助事業

Eco-CRIP
(エコークリップ)

- ◆ Eco-CRIPとは、「エコアクション21（EA21）」をベースにCO2排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システムです。
- ◆環境経営専門家の無料サポートを受けながら、「コスト削減、省エネ化」、「CO2排出量の削減」、「取引先の要望に応える」、「エコアクション21の認証取得」、「経営基盤の強化、従業員の意識向上」等を実現できます。
- ◆エコアクション21の認証取得は『優良産廃処理業者認定制度』における基準項目の一つです。
- ◆中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。ただし、電気使用量等が把握できない事業者、環境マネジメントシステムの認証取得経験のある事業者は参加できません。



詳しくは、(一財)持続性推進機構（平成29年度補助事業者）
【申し込み・問合せ先】
エコアクション21 地域事務局大阪 (TEL 06-6543-1521)
<http://www.ea21-osaka.org>

6-⑦ 会員ニュース

株式会社ジャルク

弊社は橋本市に中間処理工場をおき、パソコン、OA機器類を中心に手分解リサイクル事業を行っております。

また、排出事業者向けの廃棄物コンプライアンスセミナーを事業展開しています。

**コンプライアンスやマニフェストなど
適正処理の基礎から学べる
廃棄物管理者セミナー**

初めての方でも安心、ジャルクの産廃処理セミナー

- ✓ セミナー後の無料相談・メールサポートで安心!
- ✓ しっかり学べる少人数制だからその場で疑問が解決!
- ✓ 参加者満足度90%以上。

各回先着
**10名様
限定**

廃棄物処理セミナー講師
株式会社ジャルク 取締役
中岡亮穂

※2016年当社調べ、参加者のアンケートに基づく結果

基礎知識から学びたい方に!!【初級講座(210分)】

プログラム1

廃棄物の基礎知識

- ・排出事業者責任とは
- ・廃棄物の分類と区分
- ・統合判断説の理解
- 理解度確認テスト

内容

最も基礎となる排出事業者責任や廃棄物の分類と区分、有価物と廃棄物の判断等、廃棄物処理法を勉強していくにあたって、一番大切な部分の理解を深めます。

プログラム2

廃棄物管理業務に必要な知識

- ・保管の基準
- ・処理の基準
- ・委託の基準
- 理解度確認テスト

内容

廃棄物を委託する為に、委託先が法で定められた基準を守っているかをチェックする必要があります。処理・保管・委託の基準を確認しながら、じっくり理解していきます。

プログラム3

適正処理で押えるポイント

- ・契約書
- ・許可証
- ・マニフェスト
- 理解度確認テスト

内容

適正処理する為に押えておく必要がある、契約書や許可証の確認、マニフェストの運用について実践的に知識を習得します。

実践的な内容を学びたい方に!!【中級講座(210分)】

プログラム

処理委託先 現地確認 スキル習得

- ・『産業廃棄物処理委託業者現地確認チェックシート』
- 理解度確認テスト

内容

ジャルクコンシェルジュサービスがオリジナルで作成した「産業廃棄物処理委託業者現地確認チェックシート」を用いて、従来の適合性チェックに加え、委託業者のコンプライアンスに対する姿勢を確認し、より実践的に処理委託先見学を行えるスキルを身につけます。

排出事業者向けセミナーの他、処理業者向けの社内講習セミナーも対応しております。

詳しくは、ホームページ <https://www.sanpai-syori.com/lp/> ご覧ください。

株式会社ジャルク 本社

〒541-0054 大阪市中央区南本町2-2-11

堺筋本町西尾ビル10階

TEL 06-6265-3373 FAX 06-6271-1800

株式会社ジャルク ワークス紀の川工場

〒648-0086 和歌山県橋本市神野々202-1

TEL 0736-39-0006 FAX 0736-39-5040

6-⑧ 会員情報

会員数（平成29年7月31現在）

	正会員数
紀北支部	33
和歌山支部	72
海南・有田支部	32
御坊・田辺支部	48
紀南支部	19
合計	204

	賛助会員数
合計	12

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 法人化30周年記念事業について

当協会は、昭和62年10月に和歌山県知事から許可を得て法人化され、社会に貢献するための活動を地道に積み重ね、今年度で30周年の節目を迎える事となりました。これを記念して次の事業を行いますので、ご協力をお願いいたします。

◇記念式典・記念講演・祝賀会の開催

日時：平成29年10月20日（金）15：00から

場所：ホテルグランヴィア和歌山

◇記念誌の発行

6-⑨ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要あります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への対応、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円（収集運搬業）

年額 120,000円（処分業）

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

T E L : 073-435-5600

F A X : 073-424-5553

U R L : <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail : wasanpai@sanpai.com

6-⑩ 全国産業廃棄物連合会政治連盟 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。

数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

(I) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第1回理事会が次のとおり開催されました。

開催日：平成29年2月2日（木）

場 所：協会会議室

議 題：（1）平成28年活動報告並びに平成28年収支決算報告について

（2）平成29年活動計画案並びに平成29年收支予算案について

（3）その他

について協議しました。

(II) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第8回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日：平成29年2月7日（火）

場 所：酒直ビル3階会議室

議 題：第1号議案 （1）平成28年活動報告並びに平成28年収支決算報告について

（2）平成28年監査報告

第2号議案 平成29年活動計画案並びに平成29年收支予算案について

その他

について審議され、原案通り承認されました。

和歌山県産業廃棄物協会
和歌山県地区政治連盟役員名簿
(平成29年2月7日)



理事長	武田 全弘
副理事長	井川 淳子
副理事長	須磨 徳裕
理事	森田 清郎
理事	吉村 英樹
理事	坂口 秀樹
監事	武友 幸男
監事	森脇 敏夫
会計責任者	井本 滋之

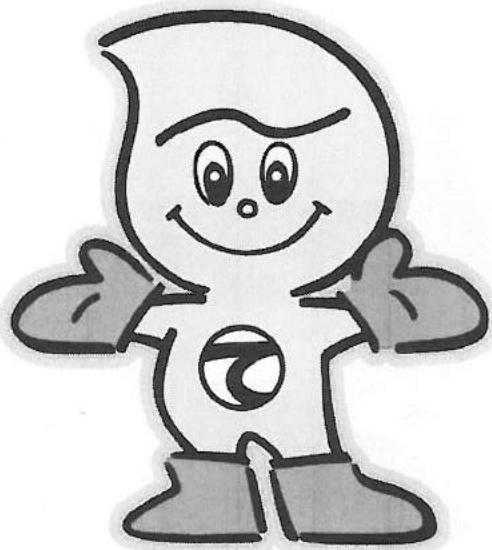
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

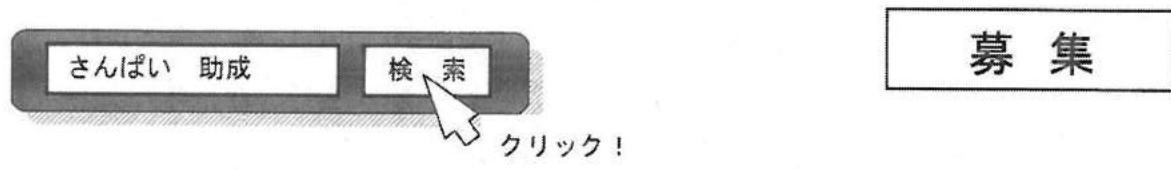
☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い！



6-⑪ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内



サプライズ! さんはいフライス

(平成 29 年度 産業廃棄物処理助成事業)

【助成事業とは・・・】

本財団では、産業廃棄物に関する 3R の技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業者に対して、助成基金を設けて支援しています。

【助成事業の実施期間は原則 1 年以内】

助成事業の実施期間は、原則として平成 30 年 4 月から 1 年以内とします。ただし、事業の種類によっては、平成 32 年 3 月までの最長 2 年間（1 年超）の計画の申請も可能です。

【年間助成額は最高 500 万円】

年間の助成金額は最高 500 万円です。なお、1 年超の計画の事業については、合計で最高 1,000 万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

《応募手続き》

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

http://www.sanpainen.or.jp/service/service02_1.html

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

平成 29 年 10 月 31 日(火) 消印有効

※ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報を同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 18 号 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部（担当：金倉、藤田）

TEL : 03-4355-0155 FAX : 03-4355-0156 URL : <http://www.sanpainen.or.jp>

E-mail : info@sanpainen.or.jp

お気軽にご相談・お問い合わせください。

7

編集後記

平素は、当協会の運営につきましてご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、皆様のご協力により、第5回通常総会も無事終えることができましたことに改めてお礼申し上げます。

戦後最大の不法投棄事件と言われた香川県豊島の産業廃棄物の処分が、地下水の浄化などの作業が残るもの、6月12日をもって終了しました。

1970年頃から投棄が始まり、1991年に県警が摘発、2000年に成立した公害調停に基づき、県が90万トン超に上る産廃を豊島から撤去し、6.4キロ離れた直島で溶融処理を進めてきました。

公害調停成立まで25年、処理開始から14年を要しましたが、溶融処理後の副生成物のリサイクル技術が可能となり、汚染土壌は福岡県でセメント原料化処理するなど、新たな技術開発も行われ、使い捨ての時代から資源循環型社会形成への転機となりました。

協会としても、会員の皆様と一緒に、環境再生、資源循環社会の構築に向けて支援して参りますので、よろしくお願ひいたします。

当協会は、今年10月で設立30周年を迎えます。

社会貢献事業として、不法投棄防止巡回パトロール、クリーンアップキャンペーン、車椅子の寄贈事業等を毎年行ってきました。

また、実務者研修会、食品廃棄物等適正処理推進研修会、災害廃棄物処理研修会等の時機に対応した取り組みを実施するとともに、労働災害事例研修会やリスクアセスメント研修会、相互安全衛生パトロールなど業界の安全衛生推進事業にも力を入れて参りました。

平成18年に、和歌山県と締結した災害廃棄物処理に関する協定に基づき、県内すべての市町村と覚書締結を目指し、鋭意取り組みを行っているところです。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の業務運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

わかやま さんぱい VOL. 38

平成29年8月

発行人
企画・編集
発行所

武田全弘
山本彰徳
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地
酒直ビル3階
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印 刷
和歌山県海南市築地6-24
有限会社かさい
TEL 073-482-1647